

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月24日
【事業年度】	第49期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社アイネス
【英訳名】	INES Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 義裕
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045 (912) 5500 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務本部経理部長 金川 真達
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045 (912) 5500 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務本部経理部長 金川 真達
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第45期 平成19年3月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月
売上高 (百万円)	42,992	40,894	37,946	35,711	34,291
経常利益 (百万円)	910	1,597	1,871	1,992	2,304
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	162	3,619	1,529	1,355	1,038
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	1,174
純資産額 (百万円)	50,841	45,826	45,959	46,784	47,400
総資産額 (百万円)	65,117	59,950	60,446	60,510	61,098
1株当たり純資産額 (円)	1,133.84	1,061.84	1,125.10	1,144.66	1,160.44
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	3.59	81.91	36.46	33.27	25.50
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額 (円)	-	-	-	33.26	-
自己資本比率 (%)	78.0	76.3	75.8	77.1	77.4
自己資本利益率 (%)	0.3	7.5	3.3	2.9	2.2
株価収益率 (倍)	211.7	6.0	14.7	20.9	22.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,552	4,622	7,090	4,531	2,647
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,487	2,018	1,557	3,683	1,716
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	932	1,389	1,295	586	591
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	14,301	15,516	19,755	20,016	20,354
従業員数 (人)	1,846	1,844	1,850	1,861	1,740

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成19年3月期、平成21年3月期及び平成23年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第45期 平成19年3月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月
売上高 (百万円)	34,621	36,088	33,617	31,747	30,145
経常利益 (百万円)	281	1,193	1,636	1,700	2,015
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	358	3,877	1,400	1,180	940
資本金 (百万円)	31,457	31,457	31,457	31,457	31,457
発行済株式総数 (千株)	51,895	50,000	48,000	48,000	48,000
純資産額 (百万円)	50,039	44,757	44,769	45,417	45,983
総資産額 (百万円)	62,987	57,426	58,011	58,039	58,486
1株当たり純資産額 (円)	1,117.51	1,038.90	1,097.71	1,112.98	1,126.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	7.50 (-)	- (-)	10.00 (3.00)	12.00 (6.00)	14.00 (7.00)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	7.92	87.76	33.37	28.98	23.09
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	-	-	-	28.98	-
自己資本比率 (%)	79.4	77.9	77.1	78.1	78.5
自己資本利益率 (%)	0.7	8.2	3.1	2.6	2.1
株価収益率 (倍)	96.0	5.6	16.1	24.0	25.2
配当性向 (%)	94.7	-	30.0	41.4	60.6
従業員数 (人)	1,524	1,507	1,506	1,522	1,437

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成19年3月期、平成21年3月期及び平成23年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	沿革
昭和39年7月	(株)協栄計算センターとして協栄生命保険(株)(現ジブラルタ生命保険(株))より独立。
昭和43年6月	地方自治体向け、住民情報システム開発。
昭和44年4月	ソフトウェア技術部門設置。
昭和48年4月	北関東支社(現関東データセンター)開設。
昭和48年10月	札幌支社、大阪支社、名古屋支社(現北海道支社、関西支社、中部支社)開設。
昭和49年3月	本社・北関東支社(現関東データセンター)間に通信回線設置。
昭和50年2月	仙台支社(現東北支社)開設。
昭和50年10月	(株)協栄データサービス(現(株)KDS)(現連結子会社)を設立。
昭和51年3月	岡山支社(現中国支社に統合)開設。
昭和51年6月	福岡支社(現九州支社)開設。
昭和58年8月	全国主要都市を結ぶネットワーク(KICNET)を構築。
昭和59年8月	(株)アイネスに商号変更。
昭和60年4月	電気通信事業法に基づく、一般第二種電気通信事業を開始。
昭和62年2月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
昭和62年6月	高津事業所(アイネスコミュニケーションプラザ)開設。
昭和63年3月	電気通信事業法特別第二種電気通信事業者として郵政省(現総務省)に登録。
昭和63年12月	システムインテグレータとして通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成元年6月	本店所在地を神奈川県川崎市高津区二子六丁目13番10号に移転。
平成2年3月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成2年8月	(株)アイ・エス・エス(現連結子会社)を設立。
平成2年9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定。
平成3年5月	横浜市に総合研究所(現本社)開設。
平成7年3月	特定システムオペレーション企業として通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成7年7月	本店所在地を神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号に移転。
平成9年12月	アウトソーシング分野でISO9000シリーズの認証を取得。
平成10年10月	(株)コルネットと合併、幕張事業所を開設。
平成11年2月	プライバシーマーク認定を受ける。
平成11年12月	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)(現(株)日立ソリューションズ)と資本・業務面で提携。
平成12年3月	港区赤坂事務所社屋を取得し、本社機能を集中。
平成14年1月	静岡支店開設。
平成14年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の適合認証を取得。
平成16年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を高津事業所にて取得。
平成16年9月	日立ソフトサービス(株)(現(株)SKサポートサービス)(現連結子会社)の株式取得。
平成17年3月	ISMS Ver.2.0の登録更新及び全国13拠点へ拡大。
平成17年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を赤坂本社にて取得。
平成17年9月	新日本システム・サービス(株)(現連結子会社)の株式取得。
平成18年6月	事前警告型買収防衛策を株主総会の承認を得て導入。
平成18年12月	環境マネジメントシステムISO14001認証を大阪支社(現関西支社)にて取得。
平成19年3月	ISMSをJIS Q27001:2006版に対応及び全国15拠点へ拡大。
平成21年1月	事業構造改革の一環として、管理部門を本社(旧総合研究所)へ移転し、赤坂本社に営業部門及び事業部門の一部を集約。
平成21年4月	大阪証券取引所の上場を廃止。
平成21年7月	シンガポール支店開設。
平成22年4月	タイ・バンコクのJDI-INES Corporation Ltd.(現持分法非適用関連会社)に出資。
平成22年5月	オーストラリア・シドニーにINES System Services Pty.Ltd.(現非連結子会社)を設立。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社5社・関連会社1社で構成されております。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

なお、当社発行済株式総数の22.11%を所有している株式会社日立ソリューションズは、当社のその他の関係会社であります。同社とはソフトウェア開発業務について取引関係があります。

株式会社KDSは、主として人材派遣ならびにデータエントリー業務を行っており、当社より当該業務を受託しております。あわせて、民間企業向けのソフトウェア開発業務を行っております。

株式会社アイ・エス・エスは、情報処理サービスに付帯する運用等の業務を行っており、当社より当該業務を受託しております。

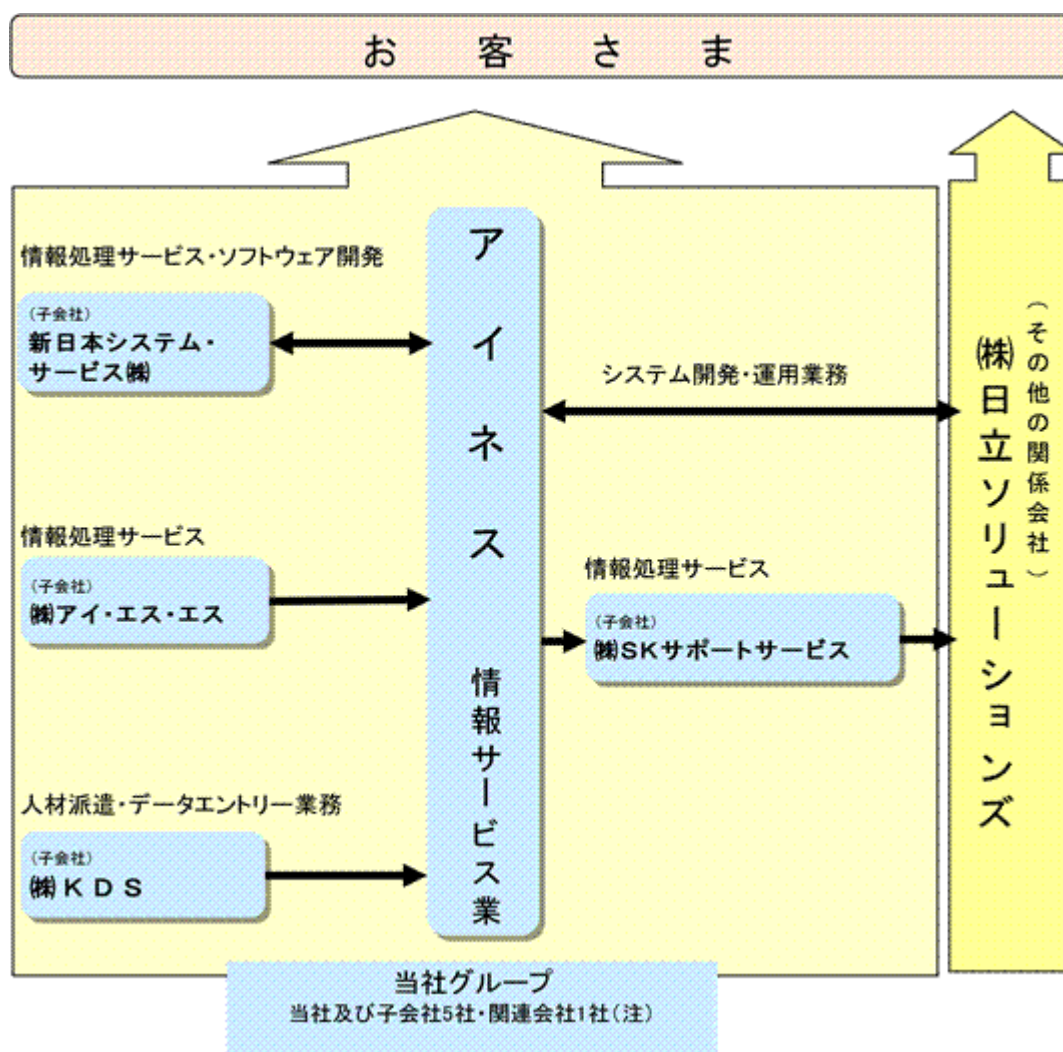
株式会社SKサポートサービスは、サーバハウジングを中心とした情報処理サービスを行っております。

新日本システム・サービス株式会社は、主に石油販売や物販などの民間企業向け情報処理サービスを行っております。あわせて、民間企業や公団向けソフトウェア開発業務ならびにパッケージソフトウェアの販売を行っております。

なお、当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しているため、情報サービス事業の単一セグメントとしております。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 非連結子会社であるINES System Services Pty.Ltd.及び持分法非適用関連会社であるJDI-INES Corporation Ltd.は、表中に図示しておりません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
その他の関係会社 (株)日立ソリューションズ	東京都品川区	38,372	ソフトウェア・サービス事業 情報処理機器販売事業	被所有 26.1	情報処理サービス・ソフトウェア開発の受託及び委託、システム提供サービスの受託及び委託 役員の兼任等……有
連結子会社 (株)アイ・エス・エス	川崎市高津区	200	情報処理サービス システム関連サービス 不動産管理	100.0	情報処理サービス業務の委託 不動産管理業務の委託 役員の兼任等……有
(株)KDS	東京都港区	300	人材派遣 データエントリー	100.0	データエントリー業務の委託他 役員の兼任等……有
(株)SKサポートサービス	横浜市戸塚区	30	システム運用	100.0	役員の兼任等……無
新日本システム・サービス(株)	大阪市福島区	60	システム運用 ソフトウェア開発	95.0	役員の兼任等……有

(注) 当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しているため、情報サービス事業の単一セグメントとしております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における工程別の従業員数を示しております。

平成23年3月31日現在

システム工程の名称		従業員数(人)	
前工程	ITコンサル・要件定義	10	
中工程	システム開発	準委任	437
		一括	404
後工程	運用	439	
	システム保守	156	
その他サービス		112	
全社(共通)		182	
合計		1,740	

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、工程別に区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,437	39.09	14.39	6,393,641

当社の事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における工程別の従業員数を示しております。

システム工程の名称		従業員数(人)	
前工程	ITコンサル・要件定義	10	
中工程	システム開発	準委任	404
		一括	396
後工程	運用	272	
	システム保守	154	
その他サービス		47	
全社(共通)		154	
合計		1,437	

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には社外から当社への出向者は含んでおりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、工程別に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は平成4年7月1日に情報産業労働組合連合会に加盟し、平成23年3月31日現在における組合員数は1,127名であります。

なお、労使間の問題もなく、労働協約の定めるところに従い健全な労使関係を保っております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（以下「当期」という。）におけるわが国経済は、新興国向けの輸出の増加により回復の兆しは見えたものの、雇用情勢や個人消費の低迷など、景気の不透明感は払拭されないまま推移いたしました。さらに、本年3月11日に発生しました東日本大震災の景気への影響は甚大であり、先行きへの影響は見通せない状況となっております。

情報サービス業界においても、一部に情報化投資への回復の兆しは見られるものの、いまだ本格的な回復には至っておりません。

このような環境のもと、当社グループは、新規取引先の開拓や既存取引先の深耕、地方公共団体向けパッケージ「WebRings（ウェブリングス）」¹や新規事業である海外送金システム「ARIAS（アリアス）」²の受注・売上の拡大を図ってまいりました。さらに、グループ全体での品質保証体制の充実や人員構成の適正化など、事業構造改革による企業体質強化を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比4.0%減の342億91百万円となりました。

損益面では、原価低減や販管費の削減等が奏功し、営業利益は前期比16.2%増の22億5百万円となり、営業利益率も同1.1%ポイント改善の6.4%となりました。経常利益は同15.7%増の23億4百万円となりました。当期純利益は、早期退職優遇措置の実施による特別損失等により、同23.4%減の10億38百万円となりました。

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、以下、工程別の売上高を示しております。
工程別及び業種別の売上高は次のとおりです。

前工程は、前期比54.3%減の1億34百万円となりました。

中工程のシステム開発（一括）³は、新規取引先の獲得や公共分野が好調に推移し、ほぼ前期並みを確保しましたが、システム開発（準委任）⁴は、景気低迷の影響を受けて産業分野や金融分野向け売上高が減少したため、中工程全体では同7.0%減の145億31百万円となりました。

後工程では、公共分野の保守が好調となりましたが、生命保険業向けで顧客の運用拠点再編の影響を受けた運用の減少等により、同11.7%減の140億10百万円となりました。

[工程別連結売上高]

(単位：百万円)

区分\期別	前連結会計年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日		当連結会計年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日		対前年 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
前工程	293	0.8%	134	0.4%	54.3%
ITコンサル	177	0.5%	68	0.2%	61.5%
要件定義	116	0.3%	66	0.2%	43.4%
中工程	15,618	43.8%	14,531	42.3%	7.0%
システム開発					
準委任	6,878	19.3%	6,003	17.5%	12.7%
一括	8,740	24.5%	8,528	24.8%	2.4%
後工程	15,865	44.4%	14,010	40.9%	11.7%
運用	12,094	33.9%	10,110	29.5%	16.4%
システム保守	3,771	10.5%	3,900	11.4%	3.4%
その他サービス	3,933	11.0%	5,614	16.4%	42.7%
合計	35,711	100.0%	34,291	100.0%	4.0%

[業種別連結売上高]

(単位：百万円)

区分\期別	前連結会計年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日		当連結会計年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日		対前年 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
産 業	12,481	34.9%	10,596	30.9%	15.1%
金 融	12,773	35.8%	11,719	34.2%	8.3%
公 共	10,456	29.3%	11,975	34.9%	14.5%
合 計	35,711	100.0%	34,291	100.0%	4.0%

(2) キャッシュ・フロー

当期末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は203億54百万円となり、前期末に比べ3億38百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、特別退職金の支払等により、前期比18億83百万円減少の26億47百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、主に有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等により、前期比19億66百万円減少の17億16百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、配当金の支払い等により、前期比4百万円増加の5億91百万円となりました。

[用語解説]

- 1 WebRings（ウェブリングス）：当社が独自開発したウェブ型の総合行政システム
- 2 ARIAS（アリアス）：米国Microfinance International Corporationの登録商標
- 3 システム開発（一括）：契約形態が一括請負契約となっている業務やパッケージソフトウェアの販売業務
- 4 システム開発（準委任）：報酬形態が人月単価での契約となっている業務

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における工程別の生産実績を示しております。

システム工程の名称		当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
前工程	ITコンサル(百万円)	70	38.8
	要件定義(百万円)	67	58.6
中工程	システム開発	準委任(百万円)	6,016
		一括(百万円)	8,812
後工程	運用(百万円)	10,029	82.9
	システム保守(百万円)	3,992	104.5
その他サービス(百万円)		5,784	147.0
合計(百万円)		34,773	98.7

- (注) 1. 金額は売価換算によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における当社グループ全体の受注状況を示しております。

受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
39,552	-	24,052	-

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従来、システム開発業務に係る受注状況のみを記載しておりましたが、受注管理体制を整備した結果、当社グループ全体の受注状況の把握が可能となったため、当連結会計年度より、当該受注状況を記載しております。

(3) 販売実績

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における工程別の販売実績を示しております。

システム工程の名称		当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
前工程	ITコンサル(百万円)	68	38.5
	要件定義(百万円)	66	56.6
中工程	システム開発	準委任(百万円)	6,003
		一括(百万円)	8,528
後工程	運用(百万円)	10,110	83.6
	システム保守(百万円)	3,900	103.4
その他サービス(百万円)		5,614	142.7
合計(百万円)		34,291	96.0

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合の記載については、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

高収益企業の確立に向けて、次の6つの課題に取り組んでまいります。

(1) 受注・売上の拡大

今後も成長が見込まれるITサービス市場の中で、ITコンサルティングから運用・保守までの一貫したワンストップサービスを武器に、新規顧客の開拓や既存顧客の深耕に取り組み、受注・売上の拡大を図ってまいります。

(2) 技術力・生産性の向上

市場の要求に応える先端技術に積極的に取り組み、当社グループの得意分野における技術・ノウハウを更に向上し、これを「見える化」することにより技術力の向上を図ってまいります。あわせて、プロジェクト進捗管理および品質管理の体制を強化してまいります。

(3) グループ内外との連携による事業基盤の拡大

当社グループ内でのシナジー効果を追求するとともに、戦略パートナーの技術ノウハウを活用することで事業基盤を拡大いたします。

(4) 活力ある組織構築と人材育成

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内コミュニケーションを活発化し、活力ある組織体制を構築いたします。さらに、技術、プロジェクト管理、マネジメント、国際化など持続的成長と高収益企業を支える人材育成を図ってまいります。

(5) 管理体制の強化とCSRの推進

管理体制の強化のため、社員のコンプライアンス意識の維持・向上のための教育を充実させ、内部統制体制の強化を図るとともに、情報セキュリティや個人情報保護の更なる徹底を推進いたします。また、企業に求められる社会的責任を果たすため、環境保全活動や社会貢献活動などに取組み、社会の発展に寄与してまいります。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社は、情報システムの設計・開発からシステム稼働後の運用・保守までの一貫したソリューション・サービスを提供することを基本戦略と位置付け、当社独自の特色・強みを一層追求・発揮することで、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを図っております。

他方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買付の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社は、社会の諸活動を支えるサービスとして、地方自治体や金融機関などに向け、公共的なサービスの基盤となるインフラストラクチャーとしての情報システムを提供しております。このため、こうしたお客様との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立し、安定的に長期的なサービスを提供できる開発・技術体制、人材体制、設備体制、管理体制、セキュリティ体制および財務体制の実現を図ることが不可欠であり、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことに邁進しておりますが、これらが当社の株式の買付を行う者により十分に理解され、中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社の企業価値の源泉である当社独自の特色・強みは、ウェブ型の総合行政情報システムであるWebRingsに代表される当社のノウハウ、経験の集積である各種ソフトウェアを、特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形で商品化した「ソリューション・ソフト」をはじめとする各種ソフトウェア資産、ノウハウ、経験の集積である無形の資産にあります。したがって、外部者である買付者から買付の提案を受けた際に、株主の皆様が当社のこうした無形の経営資源の価値を正しく評価し、かかる経営資源に基づく将来の経営計画の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

a. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成20年度において、平成21年度から平成23年度までの3ヶ年にわたる中期経営計画を策定しております。

この中期経営計画では、当社の持続的成長の基礎を固め、当社を取り巻くすべてのステークホルダーの満足を図ること、および、当社の強みを活かし新規事業・新規顧客の開拓に取組むことを基本方針としております。また、この中期経営計画の達成のため、平成20年度から取組んでいる事業構造改革を引き続き進めており、具体的には、以下の施策を進めております。

まず、当社の強みである運用業務面では、平成21年度にマネージドセンターを開設し、また同時にネットワーク回線のI X化を図るなど、顧客サービスの充実と競争力のあるデータセンター業務を確立するとともに、一層の運用効率と運用品質の向上に努めております。システム開発業務面では、開発ツール導入により生産性と品質の向上を推進し、また、コアとなるパートナー企業の育成に注力するとともにオフショアの活用を進めております。さらに、品質保証部門の充実を行い不調プロジェクトの撲滅を図っております。

また、受注や売上げの拡大を図るため、当社グループとのシナジー効果を発揮できる戦略的なM & Aの実施を図っており、また、営業人員を増強し、営業スペシャリストの育成にも努めております。また、新規事業の創出に積極的に取組み、新たな事業基盤を確立するとともに、複数のデータセンターを運営する強みを活かしたBCPビジネスの展開や、当社パッケージソフトウェアのN倍化戦略としてアライアンスの展開も行っております。

その他、今後の当事業を担う人材の育成のため社員教育の充実を図り、今後の少子化社会の到来とオフショア業務の拡大を展望した女性社員や外国人の活用や管理職登用の早期化なども進めております。

当社は、以上の具体的な施策を確実に実行していくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ることができるものと考えております。

b. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を図るため、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本方針を定めております。

- (a) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
- (b) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことにより、企業活動の透明性を確保する。
- (c) 取締役会・監査役（会）による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役（会）の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

また、当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するために取締役の任期を1年とするとともに、現在の取締役8名のうち1名を社外取締役としております。監査役についても、現在の監査役4名のうち3名を社外監査役としております。

このような役員体制のもと、上記のコーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、毎月定例的に開催する取締役会には、社外取締役を含む取締役全員および社外監査役を含む監査役全員が出席し、社外取締役および監査役は、積極的かつ活発に質疑や意見陳述を行っております。

また、会社の業務執行は、取締役会で選任した執行役員が推進する体制としており、執行業務に関する重要事項は、執行役員により構成する経営会議を毎月定例的に開催し、経営計画・組織体制・財務状況・営業状況等について実務的な審議・検討等を行い迅速な経営の意思決定に寄与しております。なお、この経営会議にも監査役は出席しており経営陣による業務執行を十分に監視できるようにしております。

さらに、当社は、社長が直接指示する内部監査部門を設置して業務の適正化を図っており、また、当社会計監査人には適正な会計監査ができる環境を提供し、期中を通じて期末等に偏らない監査を受けております。なお、監査役は、内部監査部門および会計監査人と十分な連携を図るとともに、毎月定例的に開催する監査役会において直接に業務執行部門から業務遂行状況を聴取するなど、業務執行について適切な監視を行っております。

一方、当社は、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保し、当社業務の適正を確保するため、「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」を平成18年5月25日開催の取締役会で決議しており、この基本方針では、会社法で定められた体制のほか、内部統制上必要と考えられる事項を網羅しております。さらに、毎事業年度末にはこれを検証し、必要に応じ見直しを行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会決議により、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）を決定し、同日開催の当社取締役会決議により本基本方針に基づく具体的な対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しており、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会決議および同日開催の取締役会決議により、次のとおり一部変更のうえ更新しております。

a．本基本方針の概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本プラン（概要は下記b．に記載のとおりです。）の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（平時の買収防衛策）としております。

b．本プランの概要

当社株券等の保有者の保有割合が20%以上となる買付等を行う買付者等は、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付け、買付後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が定める情報および当該買付者等が買付等に際して当社の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を、当社の定める書式により提出するものとしております。

当社取締役会は、当該書面を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供し、独立委員会がこれを必要情報として不十分と判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い追加情報を提出するものとしております。

買付者等が上記の手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会または当社株主総会の決議により、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として、当社取締役会または当社株主総会の決議をもって別途定める割合で無償にて割当てます。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

独立委員会は、買付者等および当社取締役会から情報提供が充分になされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（ただし、必要な範囲で最長60日間延長を行うことができます。）を設定し、買付等はこの検討期間が経過した後に初めて実施され得るものとしております。なお、独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家の助言を得ることができません。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の評価・検討等を行い、買付者等が上記の情報提供および検討期間の確保その他当社の手続を遵守しなかった場合、または、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものである場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当てに関する議案の付議を勧告します。

独立委員会は、当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が新株予約権の無償割当ての実施に該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

本基本方針および本プランの有効期間は、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

なお、本基本方針および本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（ホームページ<http://www.ines.co.jp>）に掲載しております。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

a．上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記の取組み）について

上記に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記の取組み)について

(a) 本基本方針が上記の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記の基本方針に沿うものです。

(b) 上記の取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(『企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則』)を充足しています。

イ 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり当社第47回定時株主総会において承認可決されることにより決定されております。

また、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会の委員には、当社社外監査役から不破 邦俊および角田 大憲の両氏が、また、社外の有識者として福原 紀彦氏がそれぞれ就任いたしております。

エ 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

[用語解説]

WebRings(ウェブリングス):当社が独自開発したウェブ型の総合行政システム

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のある主たるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。また、それぞれのリスクについて回避策を講じておりますが、予測されない事態が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。

(1) 価格競争などの市場環境リスク

当社グループの属する情報サービス産業においては、顧客企業の情報化投資に対する費用対効果要求の高まり、中国、インド、ベトナム等の海外情報サービス企業の参入などにより価格競争の激化傾向が続いております。一方、ネットワーク、ハードウェア、基本ソフトウェアなど現在使用している技術基盤は、情報技術革新により常に陳腐化するリスクを内在しております。これらに対して予想を超える変化が起きた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このような事態を回避するため、業種業態を絞り込み顧客業務や業界のノウハウを蓄

積することで、より付加価値の高いサービスの提供や常に技術革新動向を注視し質の高い技術者の育成に取り組んでおります。

(2) 開発サービス提供で不採算案件が生じるリスク

受注ソフトウェア開発及びソフトウェア製品開発などにおいて納期遅延や品質劣化が発生し、その回復費用により不採算案件が生じるリスクがあります。その発生原因としては、新規領域への参入、新規技術への取り組み、仕事と技術者スキルの不一致、開発物に対するお客様や開発者間での認識不一致、試験不足、ソフトウェア本来の性質のひとつである不完全性の存在などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、見積り精度、プロジェクト進捗管理及び品質管理の体制を強化するため、技術部の充実を図るとともに出荷時の品質基準を含めた品質管理の向上のため品質保証部を独立させております。

(3) 運用サービス提供に支障が発生するリスク

アウトソーシングなど運用サービスにおいて、システムダウンや回線障害が発生し、お客様の事業が停止もしくは中断した場合、当社が損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。その発生原因としては、災害、ハードウェアの故障、OSやアプリケーションソフトウェアの不具合、運用ミス、停電や回線不通、ウィルスの侵入、ハッカーによる攻撃などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ITIL¹に準拠した体制の整備を図り、バックアップ機能の充実・運用ツールの強化等の設備投資、運用管理の向上、技術者教育、BCP²の策定などに継続的に取り組んでおります。

(4) 情報漏洩のリスク

当社は、運用あるいは開発のためにお客様から個人情報や顧客情報を含んだ情報資産をお預かりする場合があります。それらの情報が漏洩した場合、お客様から損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。その発生原因としては、システム設計上または運用上のセキュリティ対策の不備、不正・犯罪、誤操作・過失、障害・災害などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ISMS³やプライバシーマーク⁴の認定取得とともに、ISMS委員会、個人情報保護委員会を設置し責任体制を明確にし、設備、ルール、教育など総合的な対策を実施しております。

(5) 財務上のリスク

当社では、長期的な取引関係を維持するために、一部の取引先企業の株式を保有しております。また、余裕資金の安定運用のため金融商品を保有しております。これらの金融資産については、投資先企業の業績や市場環境により、資産価値が変動する場合があります。資産価値が下落した場合には、公正受当とされる会計基準及び当社の規定する基準に従い、相当額の減損による損失が発生するリスクがあります。金融資産の価格変動リスクに対しては、資産内容の見直し及び余裕資金の安定運用に努めてまいります。

[用語解説]

1 ITIL(アイティル): Information Technology Infrastructure Libraryの略

英国商務局が策定した、コンピュータシステムの運用・管理業務に関する体系的なガイドライン。ITサービス管理を実行する上での業務プロセスと手法を体系的に標準化しています。

2 BCP(ビー・シー・ピー): Business Continuity Planの略

企業が自然災害、大火災、パンデミック、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画です。

3 ISMS(アイ・エス・エム・エス): Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき作られた情報セキュリティマネジメントシステムの適合評価制度で経済産業省から公表されました。「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度」に替わる新制度で、最新の技術革新に対応しています。

4 プライバシーマーク

個人情報保護に関するJIS(JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステム要求事項)基準に適合し、個人情報の取り扱いを適切に行うための体制を整備しているかどうかを、財団法人日本情報処理開発協会と指定機関が審査・認定する制度です。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中において、経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、急激な変化を続けている社会環境の中で、新たな社会ニーズを見据え、今後の事業の中心となる製品・サービスの研究開発及び長期的成長の基盤となる基礎的研究や新技術の研究に注力しております。なお、当連結会計年度の研究開発活動に要した研究開発費は54百万円であります。

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発活動を示しております。

(1) 今後の事業の中心となるソリューションサービス及びコアシステムの研究開発

当業界を取り巻く情勢は、ユーザがその所在や内部構造を意識することなくサービスを利用できるクラウドコンピューティングや、即時性や柔軟性を進化させユーザが必要なときに必要なサービスを必要なだけ利用できるオンデマンドコンピューティングの台頭が代表するように、これまでになく急速かつ大規模に変化しています。当社グループは、このような変化に対応すべく、今後の事業展開において中心となるソリューションサービス及びそのコアシステムを独自の視点で選択し、実用化に向けた研究及び開発を行っております。

・より効果の高いクラウドコンピューティングサービスをめざして

クラウドコンピューティングサービスは、今後さらに需要が拡大すると予測、注目されることから、基幹系情報システムのクラウド化要求を見込み、より信頼性や効果の高いサービス提供を目指して、クラウド基盤の高度化を図っております。

当連結会計年度は、従来のアウトソーシングサービスで培った運用ノウハウとさまざまな安全基準を満たす信頼できる設備環境をフルに活用し、ICT環境管理の煩わしさからの開放と安全で安定したICT利用環境の提供を特長とするクラウドコンピューティングサービス事業を開始しました。今後は、各事業部との連携を図り、既存情報システムのクラウド環境への移行方式の標準化につきましても取り組んでまいります。

(2) 長期的成長の基盤となる基礎的研究及び新技術の研究

基礎的な研究や新技術の研究につきましては、長期的な視点を持って当社グループの成長の基盤となることを基本に、当社本社に設置した技術本部において実施しております。必要に応じて国内外の関連学会、研究機関との交流を行い、活発な研究活動を行っております。

・ソフトウェア開発技術の研究

低コストかつ高品質なシステム構築の実現に向けて、ソフトウェア開発環境を整備・標準化するための技術の研究開発を継続的に行っています。特に、クラウド基盤構築に向けた仮想化技術、業務に依存しないシステム共通処理を再利用し易くするフレームワーク技術や、より高い生産性・品質を実現するための開発支援ツール活用技術の研究を重点的に行っております。今後は、デバイスフリー、スケーラブル等、クラウドの特長的な機能を取り込んだアプリケーションの開発に向け、方式の決定と標準化に関する調査・研究へ発展させます。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

資産

当連結会計年度（以下「当期」という。）末の流動資産は、預け金は減少したものの、主に現金及び預金、仕掛品の増加により、前期末に比べ11億11百万円増加し、318億41百万円となりました。固定資産は、主に有形固定資産、長期前払費用の減少により、前期末に比べ5億22百万円減少し、292億57百万円となりました。

負債

流動負債は、主に買掛金及び未払費用の増加により、前期末に比べ5億75百万円増加し、56億36百万円となりました。固定負債は、主に退職給付引当金の減少により、前期末に比べ6億3百万円減少し、80億61百万円となりました。

純資産

純資産は、主に当期純利益の計上により、前期末に比べ6億16百万円増加し、474億円となりました。

設備及びソフトウェア投資

当期においては、事業構造改革の一環として本社のデータセンタ機能を増強するなど、8億58百万円の設備投資を実施いたしました。また、ソフトウェア資産については、地方自治体向けソフトウェアを中心に15億65百万円を投資いたしました。

(2) 経営成績

当社グループを取り巻く環境

当期におけるわが国経済は、新興国向けの輸出の増加により回復の兆しは見えたものの、雇用情勢や個人消費の低迷など、景気の不透明感は払拭されないまま推移いたしました。さらに、本年3月11日に発生しました東日本大震災の景気への影響は甚大であり、先行きへの影響は見通せない状況となっております。

情報サービス業界においても、一部に情報化投資への回復の兆しは見られるものの、いまだ本格的な回復には至っておりません。

売上高

このような市場環境のもと、当社グループは、新規取引先の開拓や既存取引先の深耕、地方公共団体向けパッケージ「WebRings（ウェブリングス）」や新規事業である海外送金システム「ARIAS（アリアス）」の受注・売上の拡大を図ってまいりました。さらに、グループ全体での品質保証体制の充実や人員構成の適正化など、事業構造改革による企業体質強化を推進してまいりました。

この結果、売上高は前期に比べ14億20百万円減少し、342億91百万円となりました。

売上原価

売上原価は、前期に比べ14億88百万円減少し、270億91百万円となりました。原価低減を継続して推し進めたことにより、原価率は前期から1%ポイント改善し、79.0%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前期に比べ2億39百万円減少し49億94百万円となりました。売上高販管費比率は14.6%で、前期とほぼ同水準となりました。

なお、当期の研究開発費は54百万円となりました。具体的内容としては、今後の需要拡大が見込まれるクラウドコンピューティングにつき、より信頼性や効果の高いサービス提供を目指したクラウド基盤の高度化に取り組んでおります。また、低コストかつ高品質なシステム構築の実現に向けたソフトウェア開発環境の整備・標準化に関する研究にも継続して取り組んでおります。

営業利益

以上の結果、営業利益は22億5百万円と、前期に比べ3億7百万円の増加となりました。

経常利益

営業外損益には、受取利息など1億41百万円の収益と、支払利息など41百万円の費用を計上いたしました。この結果、経常利益は23億4百万円と、前期に比べ3億12百万円の増加となりました。

税金等調整前当期純利益

特別利益は投資有価証券売却益など、2億14百万円を計上しました。一方、特別損失には固定資産除却損、投資有価証券評価損、ソフトウェア除却損の他、早期退職優遇措置の実施による特別退職金、確定拠出型年金への移行に伴う退職給付制度改定損、東日本大震災による損失など、13億1百万円を計上しました。この結果、税金等調整前当期純利益は前期比4億円減の12億18百万円となりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は前期に比べ3億16百万円減の10億38百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により得られた資金は、特別退職金の支払等により、前期比18億83百万円減少の26億47百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、主に有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等により、前期比19億66百万円減少の17億16百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は、配当金の支払い等により、前期比4百万円増加の5億91百万円となりました。

現金及び現金同等物の当期末残高

当期末における現金及び現金同等物は203億54百万円となり、前期末に比べ3億38百万円増加いたしました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の主なものは、本社のデータセンタ機能の増強等事業構造改革の一環としての設備投資で、総額は8億58百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員 数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)		合計 (百万円)
赤坂本社 (東京都港区)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	575	214	1,839 (1,231.62)	-	2,629	511
本社 (横浜市都筑区)	管理・情報サー ビス・研究	"	4,169	250	4,443 (9,809.27)	25	8,889	552
高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	1,102	259	1,608 (3,819.55)	-	2,970	157
幕張事業所 (千葉市美浜区)(注2)	"	"	816	0	144 (524.11)	-	962	-
関東データセンター (埼玉県越谷市)(注1)	"	"	29	3	- (-)	-	33	14
北海道支社 (札幌市中央区)(注1)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	9	11	- (-)	-	21	23
東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	9	12	- (-)	-	22	20
中部支社 (名古屋市市中村区)(注1)	"	"	10	10	- (-)	-	20	50
静岡支店 (静岡市葵区)(注1)	"	"	1	1	- (-)	-	2	6
関西支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	21	24	- (-)	-	45	54
西九条データセンター (大阪市福島区)(注1)	情報サービス	生産設備	224	11	- (-)	-	236	5
中国支社 (広島市東区)(注1)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	5	12	- (-)	-	17	21
九州支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	6	10	- (-)	-	17	24
寮・社宅(5ヶ所) (川崎市宮前区 他)	福利厚生施設	その他設備	1,537	1	2,388 (3,521.49)	-	3,927	-
保養所(2ヶ所) (福島県岩瀬郡天栄村他)	"	"	0	-	0 (434.33)	-	1	-
保養所用地(清里) (山梨県北杜市高根町)	"	"	-	-	8 (18,283.89)	-	8	-
保養所用地(嬬恋) (群馬県吾妻郡嬬恋村)	"	"	-	-	2 (496.00)	-	2	-

(2) 国内子会社

平成23年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)アイ・ エス・エス	本社 (川崎市高津区)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	0	26	- (-)	96	124	142
	都筑センター (横浜市都筑区)	情報サービス	生産設備	-	0	- (-)	-	0	7
	寮 (横浜市都筑区)	福利厚生施設	その他設備	480	-	665 (1,629.00)	-	1,145	1
(株)K D S	本社 (東京都港区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	6	0	- (-)	1	8	41
	高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	0	5	- (-)	-	5	11
	関東事業所 (埼玉県越谷市)(注1)	"	"	-	3	- (-)	-	3	3
	札幌支社 (札幌市中央区)(注1)	"	"	0	0	- (-)	-	1	12
	東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	0	3	- (-)	-	4	5
	大阪支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	1	4	- (-)	-	5	26
	福岡支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	0	3	- (-)	-	3	3
(株)S K サポー トサービス	本社 (横浜市戸塚区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	1	34	- (-)	4	39	11
新日本システ ム・サービス (株)	本社 (大阪市福島区)(注1)	"	"	18	5	- (-)	29	53	41
	四国営業所 (香川県高松市)(注1)	情報サービス	生産設備	-	0	- (-)	-	0	-

(注) 1. 連結会社以外の者から賃借により使用している事務所または事業所であります。

2. 建物の一部を連結会社以外の者に賃貸しております。

3. 上記の他、大型コンピュータ、パソコン等を、リースにより使用しております。リース料総額は13億5百万円
であります。

4. 当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、事業の名称を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	175,477,400
計	175,477,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	48,000,000	48,000,000	(株)東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株
計	48,000,000	48,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成18年6月23日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	872	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	87,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	815(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月1日 至平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 815 1株当たり資本組入額 491	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,038	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	103,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	921(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月1日 至平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 921 1株当たり資本組入額 537	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}} \right) + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,198	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	119,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	628(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月1日 至平成25年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 628 1株当たり資本組入額 392	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年7月22日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,508	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	822(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年9月1日 至平成26年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 822 1株当たり資本組入額 535	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項
上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年5月15日 (注)	1,895,753	50,000,000	-	31,457	-	7,864
平成20年4月18日 (注)	2,000,000	48,000,000	-	31,457	-	7,864

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	25	29	234	108	2	7,344	7,742	-
所有株式数 (単元)	-	86,578	2,833	114,570	95,609	16	179,252	478,858	114,200
所有株式数の 割合(%)	-	18.08	0.59	23.93	19.97	0.00	37.43	100	-

(注) 1. 自己株式7,254,839株は「個人その他」に72,548単元及び「単元未満株式の状況」に39株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ3単元及び40株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社日立ソリューションズ	東京都品川区東品川4丁目12-7	10,612	22.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,529	9.44
日本スタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,368	4.94
CSSEL SPECIAL CSTDY AC EXCL FBO CUS(PB NON-TREATY) (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ, UK (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,321	2.75
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,187	2.47
アイネスグループ社員持株会	神奈川県横浜市都筑区牛久保3丁目9-2	1,138	2.37
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	912	1.90
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	873	1.82
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	740	1.54
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	568	1.18
計	-	24,252	50.53

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式4,529千株、日本スタートラスト信託銀行株式会社の所有株式2,368千株、CSSEL SPECIAL CSTDY AC EXCL FBO CUS(PB NON-TREATY)の所有株式1,321千株、CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIOの所有株式1,187千株、ゴールドマンサックスインターナショナルの所有株式912千株、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウントの所有株式873千株、ステートストリートバンクアンドトラストカンパニーの所有株式740千株及び資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式568千株は、すべて信託業務に係る株式であります。

2. 上記のほか、自己株式が7,254千株あります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,254,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,631,000	406,310	-
単元未満株式	普通株式 114,200	-	-
発行済株式総数	48,000,000	-	-
総株主の議決権	-	406,310	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイネス	横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号	7,254,800	-	7,254,800	15.11
計	-	7,254,800	-	7,254,800	15.11

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

平成18年6月23日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 8 従業員 176
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10 従業員 218
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}) - \text{自己株式数}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日取締役会決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 執行役員 5 従業員 238
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年7月22日取締役会決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 執行役員 4 従業員 265
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,464	927,108
当期間における取得自己株式	20	9,980

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注1)	7,720	5,779,598	-	-
保有自己株式数	7,254,839	-	7,254,859	-

- (注) 1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数7,600株、処分価額の総額5,689,759円)及び単元未満株式の売渡請求による売渡(株式数120株、処分価額の総額89,839円)であります。
2. 当期間における処理自己株式数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
3. 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、収益力向上に向けて企業体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの利益還元を充実させていくことが経営の重要課題であると考えております。利益配当につきましては、急速な市場の変化に対応するため財務基盤の充実を勘案しつつ、安定的な成果配分をおこなうことを基本としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。よって、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の利益配当につきましては、業績状況を勘案し、1株当たり14円の配当(うち中間配当7円)、配当総額5億70百万円を実施することを決定しました。配当性向は連結で54.9%、個別で60.6%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年10月26日 取締役会決議	285	7.00
平成23年6月24日 定時株主総会決議	285	7.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第45期 平成19年3月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月
最高(円)	913	939	634	848	810
最低(円)	672	407	253	480	438

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月
最高(円)	523	552	700	680	718	686
最低(円)	456	464	513	634	661	438

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	会長	五十嵐 泰彦	昭和21年6月13日生	昭和45年4月 吉沢ビジネスマシズ株式会社入社 昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年1月 同社社会情報システム事業部長 平成13年8月 同社公共システム営業統括本部統括本部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 (現 株式会社日立ソリューションズ)入社、 営業本部長 平成15年6月 同社執行役常務営業本部長 平成17年4月 同社執行役専務 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役会長(現任)	(注)3	330
代表 取締役	社長	林 義裕	昭和24年7月25日生	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成13年4月 同社公共システム事業部全国公共システム本 部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 (現 株式会社日立ソリューションズ)入社、 公共社会システム事業部次長 平成19年4月 当社入社、支社統括本部長 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	110
取締役	常務執行役員	保垣 宏	昭和27年11月24日生	昭和52年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱東京UF J銀行)入行 平成16年5月 同行グローバル情報企画室長 平成18年1月 同行国際事務情報システム部長 平成18年11月 当社入社、金融システム本部副本部長 平成19年6月 当社取締役金融システム本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員金融システム事業部長 平成21年10月 当社取締役常務執行役員(現任)金融システ ム事業部長	(注)3	68

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	常務執行役員 支社統括 本部長	中村 光宏	昭和26年10月9日生	昭和51年4月 第一火災海上保険相互会社入社 平成11年4月 同社情報システム部長 平成13年4月 当社入社、情報システム本部桜台センター部長 平成19年6月 当社損保システム本部長 平成20年10月 当社執行役員公共システム事業部長 平成22年6月 当社取締役執行役員公共システム事業部長 平成22年10月 当社取締役常務執行役員公共システム事業部長(兼)支社統括本部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員支社統括本部長(現任)	(注)3	55
取締役	常務執行役員 財務本部長	仙波 隆人	昭和29年12月5日生	昭和53年4月 株式会社日立製作所入社 平成14年12月 同社情報・通信グループ財務本部サービス・新事業経理部長 平成19年6月 アラクサラネットワークス株式会社財務部長 平成21年6月 当社入社 平成21年7月 当社財務本部長 平成21年10月 当社執行役員財務本部長 平成23年4月 当社常務執行役員財務本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員財務本部長(現任)	(注)3	29
取締役	執行役員 金融システム 事業部長	宮代 久	昭和31年1月29日生	昭和53年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成16年5月 同行営業本部営業第4部長 平成17年6月 同行欧州法人業務部長(ロンドン) 平成22年5月 当社出向、金融システム事業部副事業部長 平成22年10月 当社執行役員金融システム事業部長 平成23年6月 当社取締役執行役員金融システム事業部長(現任)	(注)3	-
取締役	執行役員 運用統括 本部長	佐々木 建四郎	昭和31年9月13日生	昭和57年4月 当社入社 平成8年10月 当社情報システム本部ネットワーク運用管理部長 平成17年6月 当社運用管理サービス本部長 平成22年4月 当社執行役員運用統括本部長 平成22年10月 株式会社アイ・エス・エス常務取締役 平成23年5月 同社取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役執行役員運用統括本部長(現任)	(注)3	48
取締役		佐藤 純一郎	昭和23年10月29日生	昭和48年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現 株式会社日立ソリューションズ)入社 平成7年5月 同社システム事業部金融システム本部第2銀行システム部長 平成17年4月 同社執行役員金融システム事業部副事業部長 平成19年4月 同社執行役員金融システム事業部長 平成21年4月 同社執行役員常務 平成22年4月 同社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年4月 株式会社日立ソリューションズ専務執行役員(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤 監査役		田所 正夫	昭和24年12月17日生	昭和47年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成10年1月 同行東京事務センター所長 平成12年6月 当社顧問 平成12年6月 当社取締役 平成12年11月 当社取締役第一金融システム本部長 平成15年6月 当社取締役管理本部長 平成17年6月 当社常務取締役 株式会社データ・アプリケーション社外監査役（現任） 平成19年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	146
常勤 監査役		不破 邦俊	昭和24年7月24日生	昭和49年4月 京都府入庁 昭和53年10月 アーサーヤング会計事務所入所 昭和58年3月 公認会計士登録 平成15年7月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入社 平成18年7月 同法人代表社員（現 シニアパートナー） 平成23年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	-
監査役		角田 大憲	昭和42年1月29日生	平成3年10月 司法試験合格 平成6年4月 東京弁護士会登録、森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）所属 平成13年1月 同事務所パートナー 平成15年3月 中村・角田法律事務所（現 中村・角田・松本法律事務所）参画、パートナー（現任） 平成17年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	-
監査役		池田 信夫	昭和29年5月14日生	昭和52年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年1月 同社金融・流通システムグループ金融システム事業部経理部長 平成17年4月 同社情報・通信グループ財務本部担当本部長 平成20年4月 同社情報・通信グループ財務本部長 平成21年10月 同社情報・通信システム社財務本部長 平成23年4月 株式会社日立ソリューションズ取締役常務執行役員財務統括本部長（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
計						786

- (注) 1. 取締役のうち、佐藤 純一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、不破 邦俊、角田 大憲及び池田 信夫の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成23年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
4. 平成23年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
5. 平成21年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
6. 当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は、社長 林 義裕、常務執行役員 保垣 宏、同 中村 光宏（支社統括本部長）、同 仙波 隆人（財務本部長）、執行役員 宮代 久（金融システム事業部長）、同 佐々木 建四郎（運用統括本部長）、同 井ノ上 詔一郎（産業システム事業部長）、同 荒川 忠（技術本部長）、同 河内 延泰（総務本部長）、同 當山 稔（営業統括本部長 兼 公共システム事業部 公共営業本部長）、同 平田 正幸（営業統括本部 副統括本部長 兼 支社統括本部 副統括本部長）、同 長谷川 実（支社統括本部 西日本本部長）の合計12名で構成しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

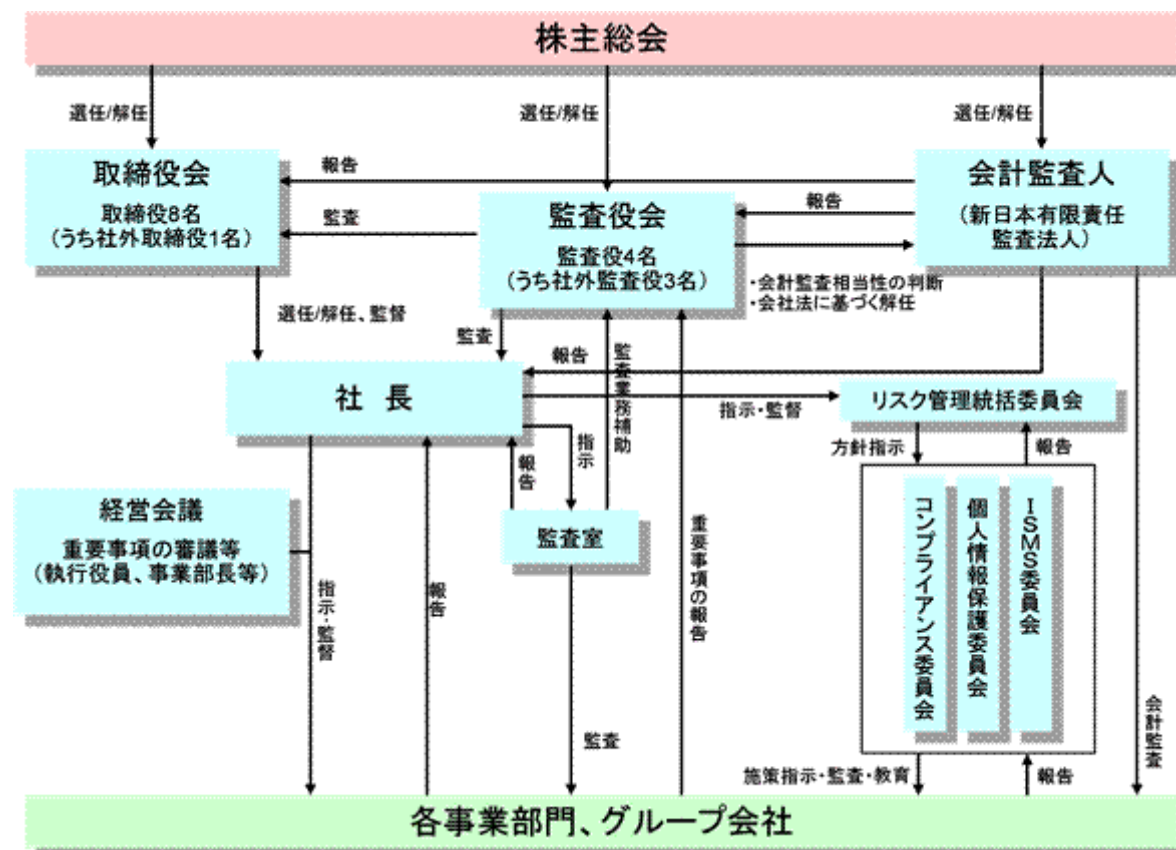
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスは、企業価値の継続的向上を目的に、以下をもって基本方針といたします。

1. 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
2. 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。
3. 取締役会・監査役(会)による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役(会)の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

企業統治の体制

有価証券報告書提出日現在における当社の業務執行・監視及び内部統制の仕組みは以下のとおりです。



当社の顧問弁護士は、森・濱田松本法律事務所に依頼しており、必要に応じて法的なアドバイスをいただいております。

1. 現状の組織形態とそれを採用している理由

(1) 当社は監査役設置会社を採用しております。当社が事業展開している企業、自治体向けシステム構築や情報処理サービス業界は、クラウドコンピューティング等に代表されるように技術や市場変化の激しい業界であります。このような環境では、業界や市場、技術などに関する確かな判断のできる経営陣による意思決定が不可欠であります。また、当社の場合は事業領域という面で比較的限定されており、組織構造も複雑化していないため、執行役に執行権限を集中する委員会設置型よりは、業界や市場、技術動向等に精通した取締役が、いわば合議制によって経営上の重要な意思決定と業務執行の監督を行い、これを監査役が独立的立場から客観的に監視する監査役設置会社の方が組織形態として妥当と判断しております。

(2) 当社は、有価証券報告書提出日現在、監査役4名選出しておりますが、うち3名が社外監査役であり、企業法務、財務会計分野の専門家を選任し、監査の実効性と専門性を確保しております。

(3) 業務執行体制について

業務執行につきましては、適正な権限配分と取締役会・監査役の監視・監督の下で、スピーディかつ的確な業務執行を可能とすべく執行役員制度を設けております。

(4) 取締役会の運営状況について

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在、社外取締役1名を含む8名で構成され、毎月1回定例開催しております。取締役会には、社外を含む監査役4名全員が出席し、積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

(5) 経営会議について

当社は、会社の業務執行に関する重要事項については、個別経営課題の審議の場として、取締役、執行役員、常勤監査役、事業部長等により構成される経営会議を毎月1回以上定例開催しております。ここでは、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等の実務的な検討が行われ、迅速な経営の遂行に寄与しております。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(1) 当社は、平成18年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関する基本方針」に基づき、当社の内部統制システム体制等について継続的に整備するとともに毎期実施状況を確認し、必要に応じて基本方針を改定しております。平成23年4月26日開催の取締役会におきましても確認を実施し、その結果、組織名称の改称を反映し以下の基本方針に改定しております。

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. アイネス行動規範を遵守し、取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
2. 監査室等による内部監査を網羅的かつ継続的に実施し、取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
3. 取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会の決定する方針に基づき、法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
4. 内部通報規程に則り、使用人が社内では法令および定款に反する行為を発見したとき、内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。

取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
2. 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合、社長はこれを全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。
2. 社長を委員長とするリスク管理統括委員会がリスク管理全般を統括し、その下部組織としてのコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、I S M S 委員会は、それぞれの担当リスク分野における規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。
3. 危機管理上の有事発生の際には、リスク管理統括委員会の指揮命令のもと、各委員会もしくは新たに設置する対策チームが、この対応にあたる。

財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、取締役または執行役員を委員長とする内部統制委員会がその維持・改善の継続を推進する。
2. 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、内部統制委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、執行役員の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
2. 会社の経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。

当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 年4回以上開催する子会社からの報告会およびその他子会社からの適宜の報告を通じ、各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
2. 主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、当社の基準に基づく業務の適正化を行う。
3. 子会社は、リスク管理統括委員会に属する各委員会に参加し、独自に任命する委員の活動を通して、リスク管理体制を構築し、業務の適正を確保する。

監査役を補助すべき使用人に関する事項

1. 監査室に属する使用人は、監査役の求めがある場合、その指示に従い監査役職務を補助する。
2. 監査室長は、当該補助業務を統括し、その円滑な遂行を図る。

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役職務の補助にあたる使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
2. 監査役職務の補助にあたる使用人の人事異動および評価については監査役の同意を要する。

取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役、執行役員及び使用人は、以下の事項について、監査役会に対し報告を行わなければならない。
 - a. 経営状況に関わる重要な事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - d. コンプライアンス上重要な事項
 - e. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - f. その他、監査役会で定める事項
2. 監査役は、その判断に基づき、取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
2. 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を定款に設けており、当社は、当該規定に基づき、各社外役員との間で当該契約を締結しております。当該契約において、社外役員は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとしております。

(4) 取締役の定数

当社は、取締役の員数を20名以内とする旨、定款に定めております。

(5) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。この理由は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、特別決議事項の審議をより確実にを行うためであります。

(7) 中間配当

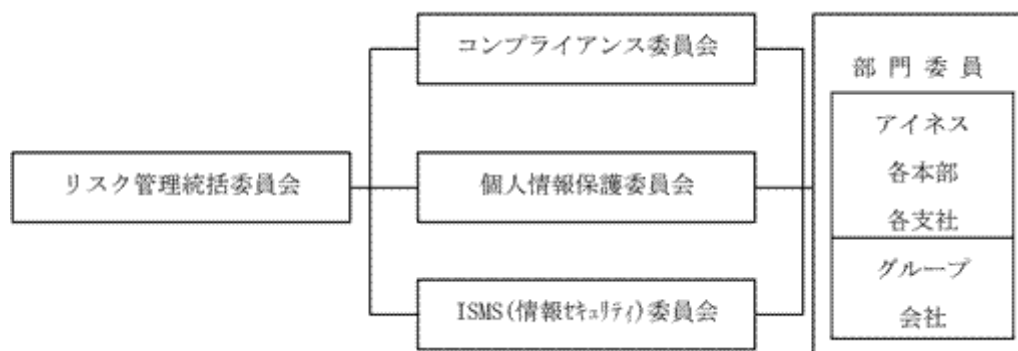
当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる旨、定款に定めております。

(8) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。これは、株主還元策、ストックオプション代用株、M&A株式交換、単元未満株式買増し請求対応等を目的としております。

(9) リスク管理体制の確立

当社を取り巻くさまざまなリスクへの対処としてリスク管理体制を確立しております。社長を委員長とするリスク管理統括委員会を設置し、当社グループのリスク管理方針を決定し、その推進を総括するとともに、危機発生時には最終意思決定機関としてその対応にあっております。経営に重大な影響を与える3つのリスクに注目し、当委員会配下にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、ISMS(情報セキュリティ)委員会を設置しております。これらの委員会活動を通じてグループ会社を含めたリスク管理の強化・向上に努めております。



(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

アイネス行動規範の中で次の通りに定めております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断します。

これらの勢力・団体の活動を助長するような、利益供与や献金行為等を行いません。

行動規範は小冊子にまとめ、全社員に配布しており、社員は、常時携帯するとともに読み合わせることであり、この基本原則を理解しております。

「内部通報110番」を設置し、社内での不正行為（総会屋、暴力団との癒着、利益供与）を察知した社員が内部的に通報することにより、早期に解決する制度を設けております。

3. 内部監査及び監査役監査の状況

(1) 内部監査

当社は内部監査部門として監査室を設置しております。監査室の人員数は4名であり、社長の直接の指示に従い内部監査業務を遂行しております。

(2) 監査役監査

監査役は取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席し、さらに月1回以上開催される監査役会においては、各部門長から業務を聴取するなど、業務執行を十分に監視できる体制をとっております。監査役は、会計監査人または監査室と、必要に応じて随時打ち合わせの機会を持つなど情報交換を適宜行い、相互の連携を高めております。なお、監査役は必要に応じて監査役職務を補助するための要員を監査室に対して要請することができます。

また、常勤監査役の田所正夫氏は銀行業務に長年携わった経験と、当社において管理本部長を務めた経験から、総務、人事、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 監査役と会計監査人の連携状況

日頃の意見交換のほか定期的に会合を持ちながら、経営監視の状況について討議をし、連携をとっております。

(4) 監査役と内部監査部門の連携状況

日頃の意見交換のほか、監査室は監査役会へ同席するなど連携をとっております。また、監査役の求めがある場合は、その指示に従い監査役職務を補助しております。

4. 会計監査の状況

会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備しております。また、同監査法人は、監査業務が期末等に偏ることがないように期中に満遍ない監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 茂

指定有限責任社員 業務執行社員 尾崎 隆之

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他 9名

5. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他利害關係の概要

(1) 社外取締役及び社外監査役との關係

当社の取締役8名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役4名のうち、3名が社外監査役であります。

社外取締役の佐藤 純一郎氏は、企業経営における高い識見、豊富な経験を有しており、また、当業界での実務経験も長く、社外の客観的な視点から、取締役会審議等の実効性、専門性を確保することができると判断したため、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社の議決権の26.1%を保有するその他の關係会社（株式会社日立ソリューションズ）の専務執行役員を兼務しております。同社とは、営業上の取引關係がありますとともに、情報サービス事業において競業關係にあります。ただし、当社と同氏個人とが特別な利害關係を有するものではありません。

社外監査役の不破 邦俊氏は、平成23年6月24日開催の第49回定時株主総会において新たに選任されました。同氏は公認会計士として財務および会計に精通しており、その経歴を通じて培った経験・見識等を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、客観的かつ専門的立場での適切な監査に資するため、社外監査役に選任しております。なお、同氏が過去に所属していた監査法人（新日本有限責任監査法人）が現在当社の会計監査人ではありますが、当該法人にとって当社は主要取引先ではないため、一般株主と利益相反の生じる懸念はありません。

社外監査役の角田 大憲氏は、企業法務の専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ専門的立場での適切な監査に資するため、社外監査役に選任しております。なお、同氏が過去に所属していた法律事務所（森・濱田松本法律事務所）が現在当社と顧問契約中ではありますが、当該事務所にとって当社は主要取引先ではないため、一般株主と利益相反の生じる懸念はありません。

社外監査役の池田 信夫氏は、平成23年6月24日開催の第49回定時株主総会において新たに選任されました。同氏は長年にわたり企業の財務・経理部門を歴任しており、その経験を通じて培った経験・見識等を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、客観的かつ専門的立場での適切な監査に資するため、社外監査役に選任しております。なお、同氏は、当社の議決権の26.1%を保有するその他の関係会社（株式会社日立ソリューションズ）の取締役常務執行役員財務統括本部長を兼務しております。同社とは、営業上の取引関係がありますとともに、情報サービス事業において競業関係にあります。ただし、当社と同氏個人とが特別な利害関係を有するものではありません。

また、社外監査役の不破 邦俊氏及び角田 大憲氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の独立委員会委員であります。

(2) 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（12回開催）		監査役会（11回開催）	
		出席回数（回）	出席率（％）	出席回数（回）	出席率（％）
社外取締役	佐藤 純一郎（注1）	10	100	-	-
社外監査役	林 伴親（注2）	12	100	11	100
社外監査役	角田 大憲	10	83	10	91
社外監査役	清水 徹（注2）	11	92	10	91

- (注) 1. 佐藤 純一郎氏は、平成22年6月25日開催の当社第48回定時株主総会において取締役に選任されており、同氏の取締役会出席率は、就任後の取締役会の開催回数10回で計算しております。
2. 林 伴親氏及び清水 徹氏は、平成23年6月24日開催の当社第49回定時株主総会終結の時をもって退任しております。なお、清水 徹氏は、平成23年3月31日まで、当社の議決権の26.1%を保有するその他の関係会社（株式会社日立ソリューションズ）の取締役専務執行役員を兼務しております。

(3) 取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役の佐藤 純一郎氏は、他社において長年経営に携わった経験と知見から、取締役会の議案や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。

社外監査役でありました林 伴親氏は、取締役会及び監査役会において、主に、証券業界で長年経営に携わった経験から、議案や審議事項につき適宜発言を行ってまいりました。

社外監査役の角田 大憲氏は、取締役会及び監査役会において、主に、企業法務に精通した弁護士としての専門的見地と、その有する財務・会計に対する相当程度の知見から、議案や審議事項につき適宜発言を行っております。

社外監査役でありました清水 徹氏は、取締役会及び監査役会において、主に、長年にわたる財務・経理業務の経験・知見から議案や審議事項につき適宜発言を行ってまいりました。

6. 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	ストック オプション	役員賞与	退職慰労金	
取締役 （社外取締役を除く。）	212	180	1	31	-	7
監査役 （社外監査役を除く。）	18	18	-	-	-	1
社外役員	25	25	-	-	-	5

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の他、取締役1名に対し、その兼務している使用人分の給与0百万円及び賞与4百万円を支払っております。
2. 上記の取締役の員数は、当事業年度末現在の社外取締役を除く取締役の員数6名と相違しておりますが、これは、上記員数には平成22年6月25日開催の当社第48回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名が含まれていることによるものであります。
3. 上記の社外役員の員数は、当事業年度末現在の社外役員の員数4名(うち社外取締役1名)と相違しておりますが、これは、上記員数には平成22年6月25日開催の当社第48回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれていることによるものであります。
4. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。
5. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。なお、取締役の報酬限度額の算定対象は、当該事業年度における会社の業績及び取締役の業績への貢献等を勘案して支給する賞与分を含むものとしておりますが、取締役に対するストックオプション報酬額及び取締役が執行役員または使用人を兼務した場合のその報酬もしくは給与・賞与を含まないものとしております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額72百万円以内と決議しております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

7. 株式の保有状況

- (1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
13銘柄 985百万円

- (2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	546,500	267	企業間取引の強化及び主要取引金融機関としての取引の円滑化を図るため
(株)データ・アプリケーション	2,200	97	企業間取引の強化
(株)りそなホールディングス	55,000	65	企業間取引の強化

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)データ・アプリケーション	2,200	305	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	743,400	285	企業間取引の強化及び主要取引金融機関としての取引の円滑化を図るため
(株)りそなホールディングス	74,300	29	企業間取引の強化

(注) なお、みなし保有株式はありません。

- (3) 保有目的が純投資目的の投資株式
該当事項はありません。
- (4) 保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更した投資株式
該当事項はありません。
- (5) 保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	33	-	33	-
連結子会社	-	-	-	-
計	33	-	33	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。また、監査報酬の決定にあたっては、当社監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,759	15,087
受取手形及び売掛金	8,304	8,589
有価証券	151	151
仕掛品	2 665	2 1,006
原材料及び貯蔵品	67	69
前払費用	239	276
繰延税金資産	878	870
預け金	11,651	5,712
その他	43	102
貸倒引当金	31	25
流動資産合計	30,729	31,841
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,254	17,390
減価償却累計額	8,092	8,359
建物及び構築物（純額）	9,161	9,030
工具、器具及び備品	3,866	4,131
減価償却累計額	2,685	3,058
工具、器具及び備品（純額）	1,180	1,072
土地	11,101	11,101
有形固定資産合計	21,443	21,204
無形固定資産		
ソフトウェア	2,850	2,846
その他	40	38
無形固定資産合計	2,891	2,885
投資その他の資産		
投資有価証券	896	1 1,041
長期前払費用	440	287
繰延税金資産	3,240	3,242
その他	872	600
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	5,446	5,167
固定資産合計	29,780	29,257
資産合計	60,510	61,098

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,364	1,698
未払費用	935	1,140
未払法人税等	187	155
未払消費税等	124	180
前受金	252	209
賞与引当金	1,215	1,157
役員賞与引当金	46	49
受注損失引当金	2 332	2 356
その他	602	688
流動負債合計	5,061	5,636
固定負債		
退職給付引当金	8,229	7,583
役員退職慰労引当金	91	108
資産除去債務	-	56
その他	343	313
固定負債合計	8,664	8,061
負債合計	13,726	13,698
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金	17,548	17,548
利益剰余金	3,214	3,724
自己株式	5,436	5,431
株主資本合計	46,784	47,299
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	152	16
その他の包括利益累計額合計	152	16
新株予約権	75	89
少数株主持分	76	29
純資産合計	46,784	47,400
負債純資産合計	60,510	61,098

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
売上高	35,711	34,291
売上原価	4 28,580	4 27,091
売上総利益	7,131	7,199
販売費及び一般管理費	1, 2 5,233	1, 2 4,994
営業利益	1,898	2,205
営業外収益		
受取利息	64	51
受取配当金	12	12
不動産賃貸料	34	33
保険配当金	17	26
その他	19	16
営業外収益合計	148	141
営業外費用		
支払利息	6	3
不動産賃貸費用	44	33
その他	3	4
営業外費用合計	53	41
経常利益	1,992	2,304
特別利益		
投資有価証券売却益	-	214
その他	0	0
特別利益合計	0	214
特別損失		
固定資産除却損	3 198	3 149
投資有価証券評価損	-	70
関係会社株式売却損	31	-
事務所撤去費用	3 18	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21
特別退職金	-	850
ソフトウェア除却損	-	81
たな卸資産処分損	124	-
退職給付制度改定損	-	87
災害による損失	-	35
その他	1	4
特別損失合計	374	1,301
税金等調整前当期純利益	1,618	1,218
法人税、住民税及び事業税	163	172
法人税等調整額	96	6
法人税等合計	260	179
少数株主損益調整前当期純利益	-	1,039
少数株主利益	2	0
当期純利益	1,355	1,038

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	1,039
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	135
その他の包括利益合計	-	2 135
包括利益	-	1 1,174
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	1,174
少数株主に係る包括利益	-	0

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	31,457	31,457
当期末残高	31,457	31,457
資本剰余金		
前期末残高	17,548	17,548
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	17,548	17,548
利益剰余金		
前期末残高	2,389	3,214
当期変動額		
剰余金の配当	529	529
当期純利益	1,355	1,038
当期変動額合計	825	509
当期末残高	3,214	3,724
自己株式		
前期末残高	5,434	5,436
当期変動額		
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	5
当期変動額合計	1	4
当期末残高	5,436	5,431
株主資本合計		
前期末残高	45,960	46,784
当期変動額		
剰余金の配当	529	529
当期純利益	1,355	1,038
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	5
当期変動額合計	824	514
当期末残高	46,784	47,299

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	122	152
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	135
当期変動額合計	30	135
当期末残高	152	16
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	122	152
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	135
当期変動額合計	30	135
当期末残高	152	16
新株予約権		
前期末残高	46	75
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	13
当期変動額合計	28	13
当期末残高	75	89
少数株主持分		
前期末残高	74	76
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	47
当期変動額合計	2	47
当期末残高	76	29
純資産合計		
前期末残高	45,959	46,784
当期変動額		
剰余金の配当	529	529
当期純利益	1,355	1,038
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	102
当期変動額合計	824	616
当期末残高	46,784	47,400

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,618	1,218
減価償却費	2,172	2,521
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21
賞与引当金の増減額（は減少）	48	58
役員賞与引当金の増減額（は減少）	5	2
受注損失引当金の増減額（は減少）	332	24
退職給付引当金の増減額（は減少）	178	646
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	204	16
受取利息及び受取配当金	77	64
支払利息	6	3
投資有価証券売却損益（は益）	-	214
関係会社株式売却損益（は益）	31	-
固定資産除却損	198	149
投資有価証券評価損益（は益）	-	70
ソフトウェア除却損	-	81
特別退職金	-	850
退職給付制度改定損	-	87
災害損失	-	35
売上債権の増減額（は増加）	400	327
たな卸資産の増減額（は増加）	367	343
その他の資産の増減額（は増加）	134	35
仕入債務の増減額（は減少）	160	335
その他の負債の増減額（は減少）	787	203
その他	301	420
小計	4,565	3,582
利息及び配当金の受取額	77	64
利息の支払額	6	3
法人税等の還付額	69	30
法人税等の支払額	174	219
特別退職金の支払額	-	803
災害損失の支払額	-	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,531	2,647

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（ は増加）	0	0
預け金の預入による支出	500	650
預け金の払戻による収入	-	600
長期預金払戻による収入	600	-
有形固定資産の取得による支出	1,410	602
有形固定資産の売却による収入	218	0
無形固定資産の取得による支出	2,190	1,275
無形固定資産の売却による収入	2	141
長期前払費用の取得による支出	89	106
投資有価証券の取得による支出	235	94
投資有価証券の売却による収入	-	233
会員権の取得による支出	-	6
会員権の売却による収入	-	1
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	2 95	-
関係会社株式の取得による支出	50	3
関係会社株式の売却による収入	0	-
子会社の自己株式の取得による支出	-	32
短期貸付金の純増減額（ は増加）	17	36
その他	85	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,683	1,716
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	8	-
少数株主への清算分配金の支払額	-	14
リース債務の返済による支出	50	52
ストックオプションの行使による収入	-	4
自己株式の取得による支出	1	0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	526	528
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	586	591
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	261	338
現金及び現金同等物の期首残高	19,755	20,016
現金及び現金同等物の期末残高	1 20,016	1 20,354

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社5社はすべて連結されております。連結子会社名は㈱KDS、㈱アイ・エス・エス、㈱INPM、㈱SKサポートサービス、新日本システム・サービス㈱であります。</p> <p>㈱シー・オー・シーは、平成21年12月25日に保有する株式の全部を売却したため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社は㈱KDS、㈱アイ・エス・エス、㈱SKサポートサービス、新日本システム・サービス㈱の4社であります。</p> <p>なお、㈱INPMは、平成22年6月7日に清算手続きを結了したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、当連結会計年度において新たに設立したINES System Services Pty.Ltd.については、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社はありません。</p>	<p>持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。</p> <p>非連結子会社INES System Services Pty.Ltd.及び関連会社JDI-INES Corporation Ltd.は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 たな卸資産 仕掛品 同左 原材料及び貯蔵品 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	<p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 本社・赤坂本社・高津事業所・幕張事業所の建物及び連結子会社の建物の一部 定額法</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 定額法</p> <p>c. その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5～63年 工具、器具及び備品 4～20年</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>b. 市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額 見込有効期間は3年以内であります。</p> <p>c. その他の無形固定資産 定額法</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却</p> <p>長期前払費用 定額法</p>	<p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 本社・赤坂本社・高津事業所・幕張事業所の建物及び連結子会社の建物の一部 同左</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 同左</p> <p>c. その他の有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>b. 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>c. その他の無形固定資産 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>少額減価償却資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>受注損失引当金 請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>受注損失引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>（追加情報） 当社及び連結子会社4社は、退職一時金制度を設けております。また、当社及び連結子会社のうち1社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けておりますが、平成23年4月1日より適格退職年金制度について確定拠出型年金制度へ移行いたします。</p> <p>当社では、本移行に伴う社内に必要な手続きは全て終了しているため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、退職給付制度改定損87百万円を特別損失として計上いたしました。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
(4) 重要な収益及び費用の計上基準	<p>役員退職慰労引当金 役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 従来、役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、親会社において取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を廃止することとし、平成21年6月24日開催の定時株主総会において、親会社の取締役及び監査役に対する慰労金の打切り支給議案が承認可決されました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」のうち親会社の取締役及び監査役に対する金額を取崩し、打切り支給額の未払い分については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準</p> <p>a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>b. その他のもの 完成基準 (会計方針の変更) 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用していましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度に着手したソフトウェア開発契約から、当連結会計年度末までの進捗部分については成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては完成基準を適用しております。</p> <p>これによる売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>役員退職慰労引当金 役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準</p> <p>a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>b. その他のもの 完成基準</p>
(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円、税金等調整前当期純利益は25百万円減少しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	(連結損益計算書) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
1	1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 3百万円
2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は332百万円(仕掛品332百万円)であります。	2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は134百万円(仕掛品134百万円)であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																												
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。																												
<table> <tr> <td>給与手当及び賞与</td> <td>2,336百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td>368</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>営業支援費</td> <td>316</td> </tr> </table>	給与手当及び賞与	2,336百万円	賞与引当金繰入額	240	退職給付費用	181	役員賞与引当金繰入額	50	福利厚生費	368	研究開発費	75	営業支援費	316	<table> <tr> <td>給与手当及び賞与</td> <td>2,416百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>営業支援費</td> <td>222</td> </tr> </table>	給与手当及び賞与	2,416百万円	賞与引当金繰入額	245	退職給付費用	217	役員賞与引当金繰入額	52	福利厚生費	411	研究開発費	54	営業支援費	222
給与手当及び賞与	2,336百万円																												
賞与引当金繰入額	240																												
退職給付費用	181																												
役員賞与引当金繰入額	50																												
福利厚生費	368																												
研究開発費	75																												
営業支援費	316																												
給与手当及び賞与	2,416百万円																												
賞与引当金繰入額	245																												
退職給付費用	217																												
役員賞与引当金繰入額	52																												
福利厚生費	411																												
研究開発費	54																												
営業支援費	222																												
2 研究開発費の総額 75百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。	2 研究開発費の総額 54百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。																												
3 固定資産除却損の内訳	3 固定資産除却損の内訳																												
<table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>168百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>198</td> </tr> </table>	建物及び構築物	168百万円	工具、器具及び備品	25	ソフトウェア	0	長期前払費用	4	計	198	<table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>127百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>149</td> </tr> </table>	建物及び構築物	127百万円	工具、器具及び備品	6	ソフトウェア	1	長期前払費用	13	計	149								
建物及び構築物	168百万円																												
工具、器具及び備品	25																												
ソフトウェア	0																												
長期前払費用	4																												
計	198																												
建物及び構築物	127百万円																												
工具、器具及び備品	6																												
ソフトウェア	1																												
長期前払費用	13																												
計	149																												
事務所撤去費用に含まれる固定資産除却損の内訳																													
<table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> </tr> </table>	建物及び構築物	7百万円	工具、器具及び備品	0	計	8																							
建物及び構築物	7百万円																												
工具、器具及び備品	0																												
計	8																												
4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 332百万円	4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 356百万円																												

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
親会社株主に係る包括利益	1,325 百万円
少数株主に係る包括利益	2
計	1,327
2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	30 百万円
計	30

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	48,000	-	-	48,000
合計	48,000	-	-	48,000
自己株式				
普通株式(注1, 2)	7,258	2	0	7,261
合計	7,258	2	0	7,261

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	75
合計			-	-	-	-	75

平成21年度のストック・オプション22百万円は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	285	7.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年10月23日 取締役会	普通株式	244	6.00	平成21年9月30日	平成21年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	244	利益剰余金	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	48,000	-	-	48,000
合計	48,000	-	-	48,000
自己株式				
普通株式（注1, 2）	7,261	1	7	7,254
合計	7,261	1	7	7,254

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、ストック・オプションの行使による減少7千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	89
合計			-	-	-	-	89

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年 6月25日 定時株主総会	普通株式	244	6.00	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日
平成22年10月26日 取締役会	普通株式	285	7.00	平成22年 9月30日	平成22年12月 6日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年 6月24日 定時株主総会	普通株式	285	利益剰余金	7.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																				
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">8,759</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等</td> <td style="text-align: right;">546</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">11,651</td> </tr> <tr> <td>有価証券(MMF)</td> <td style="text-align: right;">151</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,016</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	8,759	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	546	預け金	11,651	有価証券(MMF)	151	現金及び現金同等物	20,016	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">15,087</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等</td> <td style="text-align: right;">596</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">5,712</td> </tr> <tr> <td>有価証券(MMF)</td> <td style="text-align: right;">151</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,354</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	15,087	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	596	預け金	5,712	有価証券(MMF)	151	現金及び現金同等物	20,354
現金及び預金勘定	8,759																				
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	546																				
預け金	11,651																				
有価証券(MMF)	151																				
現金及び現金同等物	20,016																				
現金及び預金勘定	15,087																				
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	596																				
預け金	5,712																				
有価証券(MMF)	151																				
現金及び現金同等物	20,354																				
<p>2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 (平成21年12月31日現在) (百万円)</p> <p>(株)シー・オー・シー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">171</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">205</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(株)シー・オー・シーの 売却価額(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> <tr> <td>(株)シー・オー・シーの 現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td>差引:(株)シー・オー・シー 売却による支出</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> </table>	流動資産	171	固定資産	20	流動負債	205	固定負債	9	関係会社株式	50	関係会社株式売却損	28	(株)シー・オー・シーの 売却価額(純額)	0	(株)シー・オー・シーの 現金及び現金同等物	95	差引:(株)シー・オー・シー 売却による支出	95	<p>2</p>		
流動資産	171																				
固定資産	20																				
流動負債	205																				
固定負債	9																				
関係会社株式	50																				
関係会社株式売却損	28																				
(株)シー・オー・シーの 売却価額(純額)	0																				
(株)シー・オー・シーの 現金及び現金同等物	95																				
差引:(株)シー・オー・シー 売却による支出	95																				

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具、器具及び備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却 資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会 計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び 備品</td> <td style="text-align: right;">7,958</td> <td style="text-align: right;">5,316</td> <td style="text-align: right;">2,642</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,300百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,487</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,787</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,031百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,912</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">114</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利 息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	工具、器具及び 備品	7,958	5,316	2,642	1年内	1,300百万円	1年超	1,487	合計	2,787	支払リース料	2,031百万円	減価償却費相当額	1,912	支払利息相当額	114	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左 同左 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び 備品</td> <td style="text-align: right;">6,765</td> <td style="text-align: right;">5,349</td> <td style="text-align: right;">1,415</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,022百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">479</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,502</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,305百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,234</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">47</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	工具、器具及び 備品	6,765	5,349	1,415	1年内	1,022百万円	1年超	479	合計	1,502	支払リース料	1,305百万円	減価償却費相当額	1,234	支払利息相当額	47
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び 備品	7,958	5,316	2,642																																						
1年内	1,300百万円																																								
1年超	1,487																																								
合計	2,787																																								
支払リース料	2,031百万円																																								
減価償却費相当額	1,912																																								
支払利息相当額	114																																								
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び 備品	6,765	5,349	1,415																																						
1年内	1,022百万円																																								
1年超	479																																								
合計	1,502																																								
支払リース料	1,305百万円																																								
減価償却費相当額	1,234																																								
支払利息相当額	47																																								

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用しており、主なものとして、預金、預け金などの短期的な預金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、適正な価格で評価をしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,759	8,759	
(2) 受取手形及び売掛金()	8,273	8,273	
(3) 有価証券	151	151	
(4) 預け金	11,651	11,651	
(5) 投資有価証券 その他有価証券	432	432	
資産計	29,268	29,268	
(1) 買掛金	1,364	1,364	
負債計	1,364	1,364	

() 受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらは容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資(MMF)であるため、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	413
社債	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	8,758			
受取手形及び売掛金	8,273			
預け金	11,651			
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)		50		
合計	28,683	50		

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用しており、主なものとして、預金、預け金などの短期的な預金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、適正な価格で評価をしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2. 参照)。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,087	15,087	
(2) 受取手形及び売掛金()	8,564	8,564	
(3) 有価証券	151	151	
(4) 預け金	5,712	5,712	
(5) 投資有価証券 其他有価証券	622	622	
資産計	30,139	30,139	
(1) 買掛金	1,698	1,698	
負債計	1,698	1,698	

() 受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらは容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資(MMF)であるため、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式及び関連会社株式	3
その他有価証券	
非上場株式	364
債券(社債)	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,087			
受取手形及び売掛金	8,564			
預け金	5,712			
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの		50		
債券(社債)				
合計	29,365	50		

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	99	24	75
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	99	24	75
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	332	560	227
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	151	151	-
	小計	483	711	227
	合計	583	736	152

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 463百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成23年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	305	22	283
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	305	22	283
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	317	587	270
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	151	151	-
	小計	468	739	270
	合計	774	761	13

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 414百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4.当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	226	206	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	226	206	-

5.減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式70百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成22年3月31日)及び当連結会計年度(平成23年3月31日)

当社グループではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社4社は、退職一時金制度を設けております。また、当社及び連結子会社のうち1社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けておりますが、平成23年4月1日より適格退職年金制度について確定拠出型年金制度へ移行しております。

当社では、本移行に伴う社内に必要な手続きは全て終了しているため、当連結会計年度において「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

連結子会社における退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	10,320	9,527
(2) 年金資産(百万円)	1,915	1,870
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	8,404	7,657
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	345	314
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	-	174
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) (百万円)	8,058	7,517
(7) 前払年金費用(百万円)	170	-
(8) 確定拠出型年金制度への移行に伴う影響額(百万円)	-	65
(9) 退職給付引当金(6)-(7)+(8)(百万円)	8,229	7,583

(注) 子会社の退職給付債務の算定にあたっては、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
退職給付費用(百万円)	884	904
(1) 勤務費用(百万円)	577	603
(2) 利息費用(百万円)	236	243
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	15	18
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	86	75

(注) 1. 上記の退職給付費用以外に、割増退職金として850百万円を特別損失の「特別退職金」に計上しております。

2. 上記の退職給付費用以外に、確定給付型年金制度を確定拠出型年金制度へ移行したことに伴う費用87百万円を特別損失の「退職給付制度改定損」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.5	2.5
(2) 期待運用収益率(%)	1.0	1.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数(年)	10	10
(5) 過去勤務債務の額の処理年数(年)	-	10

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度(平成22年3月期)における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 28百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 55名	当社取締役 7名 当社従業員 134名	当社取締役 8名 当社従業員 176名	当社取締役 10名 当社従業員 218名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 当社従業員 238名	当社取締役 6名 当社執行役員 4名 当社従業員 265名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 38,600株	普通株式 78,200株	普通株式 97,000株	普通株式 116,200株	普通株式 131,400株	普通株式 153,900株
付与日	平成16年6月30日	平成17年6月30日	平成18年7月31日	平成19年7月31日	平成20年7月31日	平成21年8月31日
権利確定条件	付与日(平成16年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成17年6月30日)以降、権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成18年7月31日)以降、権利確定日(平成19年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成19年7月31日)以降、権利確定日(平成20年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成20年7月31日)以降、権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成21年8月31日)以降、権利確定日(平成22年8月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約1年(自平成16年6月30日至平成17年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成16年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成17年6月30日至平成18年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成17年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成18年7月31日至平成19年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成19年7月31日至平成20年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成19年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成20年7月31日至平成21年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成20年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成21年8月31日至平成22年8月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成21年8月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後4年間(自平成17年7月1日至平成21年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成18年7月1日至平成22年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成19年8月1日至平成23年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成20年8月1日至平成24年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成21年8月1日至平成25年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成22年9月1日至平成26年8月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計 年度末	-	-	-	-	130,400	-
付与	-	-	-	-	-	153,900
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	130,400	-
未確定残	-	-	-	-	-	153,900
権利確定後(株)						
前連結会計 年度末	30,000	73,800	91,800	112,600	-	-
権利確定	-	-	-	-	130,400	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	30,000	2,200	2,200	4,200	-	-
未行使残	-	71,600	89,600	108,400	130,400	-

単価情報

	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1,240	941	815	921	628	822
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (円)	-	-	167	153	156	248

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性(注1)	47.9%
予想残存期間(注2)	3年
予想配当(注3)	10.0円/株
無リスク利子率(注4)	0.36%

(注) 1. 平成18年8月31日から3年間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、過去の権利行使実績から合理的に見積もることは困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成21年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 15百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 7名 当社従業員 134名	当社取締役 8名 当社従業員 176名	当社取締役 10名 当社従業員 218名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 当社従業員 238名	当社取締役 6名 当社執行役員 4名 当社従業員 265名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 78,200株	普通株式 97,000株	普通株式 116,200株	普通株式 131,400株	普通株式 153,900株
付与日	平成17年6月30日	平成18年7月31日	平成19年7月31日	平成20年7月31日	平成21年8月31日
権利確定条件	付与日（平成17年6月30日）以降、権利確定日（平成18年6月30日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成18年7月31日）以降、権利確定日（平成19年7月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成19年7月31日）以降、権利確定日（平成20年7月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成20年7月31日）以降、権利確定日（平成21年7月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成21年8月31日）以降、権利確定日（平成22年8月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約1年（自平成17年6月30日至平成18年6月30日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成17年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成18年7月31日至平成19年7月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成19年7月31日至平成20年7月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成19年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成20年7月31日至平成21年7月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成20年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成21年8月31日至平成22年8月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成21年8月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後4年間（自平成18年7月1日至平成22年6月30日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成19年8月1日至平成23年7月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成20年8月1日至平成24年7月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成21年8月1日至平成25年7月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成22年9月1日至平成26年8月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利確定前(株)					
前連結会計					153,900
年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	300
失効	-	-	-	-	153,600
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後(株)					
前連結会計	71,600	89,600	108,400	130,400	-
年度末	-	-	-	-	153,600
権利確定	-	-	-	7,600	-
権利行使	71,600	2,400	4,600	3,000	2,800
失効	-	87,200	103,800	119,800	150,800
未行使残					

単価情報

	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	941	815	921	628	822
行使時平均株価 (円)	-	-	-	704	-
公正な評価単価 (円)	-	167	153	156	248

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成23年3月31日現在)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	391	379
賞与引当金	498	474
未払事業税	37	36
繰越欠損金	6	-
その他	112	147
小計	1,045	1,037
評価性引当金	167	167
	878	870
繰延税金資産(固定)		
土地等減損損失	457	457
投資その他の資産	42	41
退職給付引当金	3,320	3,074
役員退職慰労引当金	158	123
繰越欠損金	952	702
その他	272	347
小計	5,204	4,747
評価性引当金	1,911	1,492
	3,292	3,254
繰延税金負債(固定)		
前払年金費用	52	-
その他有価証券評価差額金	0	-
資産除去債務	-	12
	52	12
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	878	870
繰延税金資産(固定)	3,240	3,242
	4,118	4,112

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成23年3月31日現在)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
住民税均等割	2.1	2.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.5	4.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.2
評価性引当金の増減	29.5	33.5
その他	1.4	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.1	14.7

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、事務所及び電算室の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び設備の耐用年数等を勘案し取得から15年と見積り、割引率は2.036%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	55百万円
時の経過による調整額	1
期末残高	56

(注)当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

当連結グループの情報サービス業の売上高、営業利益及び資産の金額は、いずれも全セグメントに占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しており、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しており、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の親会社	(株)日立製作所	東京都 千代田区	408,810	電気機械器具の製造・販売	(被所有) 間接26.1	ソフトウェア開発、情報機器等の仕入及びソフトウェア開発の委託	資金の寄託 利息の受取	2,000 57	預け金 -	11,000 -

（注）1．議決権等の被所有割合の間接は、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)であります。

2．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、預け金以外の期末残高には消費税等が含まれております。

3．取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定しておりますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の親会社	(株)日立製作所	東京都 千代田区	409,129	電気機械器具の製造・販売	(被所有) 間接26.1	ソフトウェア開発、情報機器等の仕入及びソフトウェア開発の委託	資金の寄託 利息の受取	6,000 45	預け金 -	5,000 -

(注) 1. 議決権等の被所有割合の間接は、(株)日立ソリューションズであります。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、預け金以外の期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定しておりますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1株当たり純資産額	1,144.66円	1株当たり純資産額	1,160.44円
1株当たり当期純利益金額	33.27円	1株当たり当期純利益金額	25.50円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	33.26円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,355	1,038
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,355	1,038
期中平均株式数(千株)	40,740	40,742
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	9	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数4,235個)	新株予約権4種類(新株予約権の数4,616個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	33	53	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	45	106	-	平成24～29年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	79	160	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	25	25	22	16

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	6,633	9,502	6,940	11,213
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額()(百万円)	376	1,182	629	1,041
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	408	1,139	657	964
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	10.02	27.97	16.13	23.67

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,305	13,773
受取手形	-	1
売掛金	1 7,696	1 7,912
有価証券	151	151
仕掛品	2 622	2 933
原材料及び貯蔵品	67	69
前払費用	210	253
繰延税金資産	787	788
預け金	1 11,000	1 5,000
その他	48	120
貸倒引当金	30	24
流動資産合計	27,858	28,978
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,023	16,170
減価償却累計額	7,438	7,697
建物（純額）	8,584	8,473
構築物	243	243
減価償却累計額	191	195
構築物（純額）	51	48
工具、器具及び備品	3,438	3,588
減価償却累計額	2,374	2,737
工具、器具及び備品（純額）	1,063	850
土地	10,436	10,436
有形固定資産合計	20,135	19,808
無形固定資産		
電話加入権	22	22
電信電話専用施設利用権	3	1
ソフトウェア	2,828	2,759
その他	1	1
無形固定資産合計	2,855	2,784
投資その他の資産		
投資有価証券	893	1,035
関係会社株式	1,327	1,281
破産更生債権等	3	3
長期前払費用	436	285
繰延税金資産	3,012	3,011
敷金及び保証金	1 1,010	1 1,022
長期貸付金	45	13
施設利用会員権	98	108
その他	364	157
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	7,189	6,915
固定資産合計	30,180	29,508
資産合計	58,039	58,486

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,397	1,683
未払金	215	288
未払費用	755	970
未払法人税等	87	81
未払消費税等	83	159
前受金	252	209
預り金	227	258
賞与引当金	1,075	1,017
役員賞与引当金	36	37
受注損失引当金	332	356
その他	63	63
流動負債合計	4,527	5,125
固定負債		
退職給付引当金	7,744	7,077
役員退職慰労引当金	25	53
資産除去債務	-	43
その他	323	202
固定負債合計	8,094	7,377
負債合計	12,622	12,503
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金		
資本準備金	7,864	7,864
その他資本剰余金	9,683	9,683
資本剰余金合計	17,548	17,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,924	2,335
利益剰余金合計	1,924	2,335
自己株式	5,436	5,431
株主資本合計	45,494	45,910
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	152	16
評価・換算差額等合計	152	16
新株予約権	75	89
純資産合計	45,417	45,983
負債純資産合計	58,039	58,486

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	31,747	30,145
売上原価	4 25,604	4 23,902
売上総利益	6,143	6,242
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	52	41
給料手当及び賞与	1,662	1,760
賞与引当金繰入額	225	232
退職給付費用	168	201
役員報酬	-	225
役員賞与引当金繰入額	36	36
役員退職慰労引当金繰入額	42	32
福利厚生費	310	352
旅費及び交通費	133	111
運搬費	30	26
水道光熱費	22	3
賃借料	88	86
減価償却費	174	212
研究開発費	1 67	1 54
事務電算処理費	42	35
営業支援費	316	222
瑕疵修理・無償保守費	171	23
貸倒引当金繰入額	1	-
その他	1,059	733
販売費及び一般管理費合計	4,605	4,392
営業利益	1,538	1,849
営業外収益		
受取利息	60	46
有価証券利息	1	1
受取配当金	3 71	3 84
不動産賃貸料	3 161	3 145
その他	32	39
営業外収益合計	327	317
営業外費用		
支払利息	2	0
不動産賃貸費用	3 160	3 146
その他	3	4
営業外費用合計	165	151

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
経常利益	1,700	2,015
特別利益		
投資有価証券売却益	-	214
関係会社清算益	-	23
特別利益合計	-	237
特別損失		
固定資産除却損	2 197	2 143
投資有価証券評価損	-	70
関係会社株式売却損	54	-
事務所撤去費用	2 18	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	16
特別退職金	-	850
ソフトウェア除却損	-	81
たな卸資産処分損	124	-
退職給付制度改定損	-	87
災害による損失	-	35
その他	1	0
特別損失合計	395	1,285
税引前当期純利益	1,304	967
法人税、住民税及び事業税	25	27
法人税等調整額	99	0
法人税等合計	124	26
当期純利益	1,180	940

【製造原価（売上原価）明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			
		金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	
労務費	1		10,501	39.0		10,086	40.2	
外注費			8,704	32.3		7,507	29.9	
機器材料費			1,000	3.7		2,000	8.0	
経費								
1. 機械賃借料			3,391			2,100		
2. 減価償却費			1,369			1,376		
3. その他			1,971	6,732	25.0	2,003	5,480	21.9
当期総製造費用				26,939	100.0		25,075	100.0
期首仕掛品				975			622	
計				27,915			25,697	
他勘定振替高	2		2,170			1,583		
期末仕掛品			622			933		
ソフトウェア償却高			481			722		
当期製品製造原価				25,604			23,902	

(注)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 労務費には次の費目が含まれております。 賞与引当金繰入額 849百万円 退職給付費用 689	1. 労務費には次の費目が含まれております。 賞与引当金繰入額 784百万円 退職給付費用 682
2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。 固定資産 ソフトウェア 1,597 販売費及び一般管理費 研究開発費 0 営業支援費 316 瑕疵修理費・無償保守費 171 その他 85 計 2,170	2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。 固定資産 ソフトウェア 1,271 販売費及び一般管理費 研究開発費 0 営業支援費 222 瑕疵修理費・無償保守費 23 その他 66 計 1,583
3. 原価計算の方法 プロジェクト別個別原価計算	3. 原価計算の方法 同左
4. 当社では事業の性質上、原則として製品在庫を持ちませんので「当期製品製造原価」は「売上原価」と一致します。従って損益計算書では「当期製品製造原価」の表示はおこなわず「売上原価」として表示しております。	4. 同左

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	31,457	31,457
当期末残高	31,457	31,457
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	7,864	7,864
当期末残高	7,864	7,864
その他資本剰余金		
前期末残高	9,683	9,683
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	9,683	9,683
資本剰余金合計		
前期末残高	17,548	17,548
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	17,548	17,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,273	1,924
当期変動額		
剰余金の配当	529	529
当期純利益	1,180	940
当期変動額合計	651	411
当期末残高	1,924	2,335
利益剰余金合計		
前期末残高	1,273	1,924
当期変動額		
剰余金の配当	529	529
当期純利益	1,180	940
当期変動額合計	651	411
当期末残高	1,924	2,335
自己株式		
前期末残高	5,434	5,436
当期変動額		
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	5
当期変動額合計	1	4
当期末残高	5,436	5,431

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	44,845	45,494
当期変動額		
剰余金の配当	529	529
当期純利益	1,180	940
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	5
当期変動額合計	649	416
当期末残高	45,494	45,910
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	122	152
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	136
当期変動額合計	30	136
当期末残高	152	16
評価・換算差額等合計		
前期末残高	122	152
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	136
当期変動額合計	30	136
当期末残高	152	16
新株予約権		
前期末残高	46	75
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	13
当期変動額合計	28	13
当期末残高	75	89
純資産合計		
前期末残高	44,769	45,417
当期変動額		
剰余金の配当	529	529
当期純利益	1,180	940
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	-	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	150
当期変動額合計	647	566
当期末残高	45,417	45,983

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準 及び評価方法	(1) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (2) 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	(1) 仕掛品 同左 (2) 原材料及び貯蔵品 同左
3. 固定資産の 減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 本社・赤坂本社・高津事業所及び幕張事業所の建物 定額法 特定の契約に基づく専用設備 定額法 その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 5～63年 工具、器具及び備品 4～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額 見込有効期間は3年以内であります。 その他の無形固定資産 定額法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 本社・赤坂本社・高津事業所及び幕張事業所の建物 同左 特定の契約に基づく専用設備 同左 その他の有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 同左 市場販売目的のソフトウェア 同左 その他の無形固定資産 同左

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4) 少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却</p> <p>(5) 長期前払費用 定額法</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 受注損失引当金 請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>(4) 少額減価償却資産 同左</p> <p>(5) 長期前払費用 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 受注損失引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p>

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>5. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>(6) 役員退職慰労引当金 執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 従来、役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を廃止することとし、平成21年6月24日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対する慰労金の打切り支給議案が承認可決されました。これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」のうち取締役及び監査役に対する金額を取崩し、打切り支給額の未払い分については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準 イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法） ロ その他のもの 完成基準</p>	<p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 当社の退職給付制度は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度と退職一時金制度を設けております。なお、当社は平成23年4月1日より適格退職年金制度について確定拠出型年金制度へ移行いたします。</p> <p>本移行に伴う社内に必要な手続きは全て終了しているため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、退職給付制度改定損87百万円を特別損失として計上いたしました。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準 イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法） ロ その他のもの 完成基準</p>

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(会計方針の変更)</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を適用し、当事業年度に着手したソフトウェア開発契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のものについては完成基準を適用しております。</p> <p>これによる売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理方法 同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ3百万円、税引前当期純利益は19百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	<p>(損益計算書)</p> <p>前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「役員報酬」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前期における「役員報酬」の金額は203百万円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
1 関係会社に係る注記 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。		1 関係会社に係る注記 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。	
流動資産		流動資産	
売掛金	113百万円	売掛金	174百万円
預け金	11,000	預け金	5,000
固定資産		固定資産	
敷金及び保証金	744	敷金及び保証金	744
流動負債		流動負債	
買掛金	330	買掛金	299
未払費用	47	未払費用	38
2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は332百万円(仕掛品332百万円)であります。		2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は134百万円(仕掛品134百万円)であります。	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1 研究開発費の総額 67百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。		1 研究開発費の総額 54百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。	
2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 固定資産除却損の内訳		2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 固定資産除却損の内訳	
建物	164百万円	建物	126百万円
構築物	4	工具、器具及び備品	3
工具、器具及び備品	24	ソフトウェア	0
長期前払費用	4	長期前払費用	13
計	197	計	143
事務所撤去費用に含まれる固定資産除却損の内訳			
建物	7百万円		
工具、器具及び備品	0		
計	8		
3 関係会社に係る注記 営業外収益の受取配当金71百万円の内59百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。 営業外収益の不動産賃貸料161百万円の内126百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。 営業外費用の不動産賃貸費用160百万円の内115百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。		3 関係会社に係る注記 営業外収益の受取配当金84百万円の内72百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。 営業外収益の不動産賃貸料145百万円の内111百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。 営業外費用の不動産賃貸費用146百万円の内112百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。	
4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 332百万円		4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 356百万円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注1,2)	7,258	2	0	7,261
合計	7,258	2	0	7,261

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加2千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式（注1, 2）	7,261	1	7	7,254
合計	7,261	1	7	7,254

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、ストック・オプションの行使による減少7千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具、器具及び備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び 備品</td> <td style="text-align: center;">7,778</td> <td style="text-align: center;">5,178</td> <td style="text-align: center;">2,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,232百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,447</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,679</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,986百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,880</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">112</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	工具、器具及び 備品	7,778	5,178	2,599	1年内	1,232百万円	1年超	1,447	合計	2,679	支払リース料	1,986百万円	減価償却費相当額	1,880	支払利息相当額	112	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左 同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び 備品</td> <td style="text-align: center;">6,704</td> <td style="text-align: center;">5,313</td> <td style="text-align: center;">1,390</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">989百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">456</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,446</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,281百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,211</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	工具、器具及び 備品	6,704	5,313	1,390	1年内	989百万円	1年超	456	合計	1,446	支払リース料	1,281百万円	減価償却費相当額	1,211	支払利息相当額	46
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び 備品	7,778	5,178	2,599																																						
1年内	1,232百万円																																								
1年超	1,447																																								
合計	2,679																																								
支払リース料	1,986百万円																																								
減価償却費相当額	1,880																																								
支払利息相当額	112																																								
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び 備品	6,704	5,313	1,390																																						
1年内	989百万円																																								
1年超	456																																								
合計	1,446																																								
支払リース料	1,281百万円																																								
減価償却費相当額	1,211																																								
支払利息相当額	46																																								

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,327百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,278百万円、関連会社株式2百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	389	378
賞与引当金	494	470
未払事業税	29	29
その他	41	76
小計	954	955
評価性引当金	167	167
	787	788
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	263	317
土地等減損損失	457	457
投資その他の資産	42	41
退職給付引当金	3,144	2,873
役員退職慰労引当金	10	21
繰越欠損金	937	702
その他	126	99
小計	4,982	4,513
評価性引当金	1,901	1,492
	3,081	3,021
繰延税金負債(固定)		
前払年金費用	69	-
資産除去債務	-	9
	69	9
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	787	788
繰延税金資産(固定)	3,012	3,011
	3,799	3,800

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3	5.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0	3.8
住民税均等割	2.3	2.8
評価性引当金増減	36.5	42.2
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.5	2.8

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は事務所及び電算室の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び設備の耐用年数等を勘案し取得から15年と見積り、割引率は2.036%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	42百万円
時の経過による調整額	0
期末残高	43

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,112.98円	1株当たり純資産額	1,126.37円
1株当たり当期純利益金額	28.98円	1株当たり当期純利益金額	23.09円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	28.98円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,180	940
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,180	940
期中平均株式数(千株)	40,740	40,742
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	9	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数4,235個)	新株予約権4種類(新株予約権の数4,616個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)データ・アプリケーション	2,200	305
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	743,400	285		
マイクロファイナンス・インターナショナル・コーポレーション	2,000,000	249		
(株)DACS	50,000	72		
(株)りそなホールディングス	74,300	29		
その他 8銘柄	29,550	42		
		計	2,899,450	985

【債券】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)シー・オー・シー 無担保社債	50	50
		計	50	50

【その他】

有価証券	その他 有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(投資信託受益証券) ダイワMMF(マネー・マネージメント・ ファンド)	151,260,150	151
		計	151,260,150	151

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,023	413	266	16,170	7,697	398	8,473
構築物	243	-	-	243	195	3	48
工具、器具及び備品	3,438	251	101	3,588	2,737	459	850
土地	10,436	-	-	10,436	-	-	10,436
有形固定資産計	30,140	664	367	30,437	10,629	861	19,808
無形固定資産							
電話加入権	22	-	-	22	-	-	22
電信電話専用施設利用権	200	-	-	200	199	1	1
ソフトウェア(注1、2)	7,608	1,492	3,853	5,247	2,487	1,331	2,759
その他	15	-	-	15	14	0	1
無形固定資産計	7,846	1,492	3,853	5,485	2,701	1,333	2,784
長期前払費用	1,031	90	37	1,084	799	232	285
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. ソフトウェアの当期増加額の主なものは、仕掛品からソフトウェアへの振替であります。
2. ソフトウェアの当期減少額の主なものは、償却終了資産の減価償却累計額との相殺であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	34	13	0	19	27
受注損失引当金	332	356	332	-	356
賞与引当金	1,075	1,017	1,075	-	1,017
役員賞与引当金	36	37	36	-	37
役員退職慰労引当金	25	37	9	-	53

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額19百万円及び債権の回収による取崩額0百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	2
普通預金	13,732
定期預金	20
外貨預金	8
別段預金	0
郵便貯金	9
小計	13,772
合計	13,773

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ヤクルト本社	1
合計	1

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成23年4月	1
合計	1

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
草加市役所	424
松戸市役所	395
東京海上日動火災保険(株)	362
東日本電信電話(株)	362
ブルデンシャル・システムズ・ジャパン(株)	306
その他	6,060
合計	7,912

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
7,696	31,652	31,436	7,912	79.9	90

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ．仕掛品

システム工程の名称		金額（百万円）	
前工程	ITコンサル	3	
	要件定義	1	
中工程	システム開発	準委任	3
		一括	616
後工程	運用	37	
	システム保守	156	
その他サービス		114	
合計		933	

ホ．原材料及び貯蔵品

区分	金額（百万円）
貯蔵品	
カード・用紙	69
合計	69

ヘ．預け金

相手先	金額（百万円）
(株)日立製作所	5,000
合計	5,000

固定資産

繰延税金資産

繰延税金資産は、3,011百万円であり、その内容については「2 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

流動負債

買掛金

相手先	金額（百万円）
キヤノンマーケティングジャパン(株)	428
(株)アイ・エス・エス	197
(株)KDS	94
(株)ライトウエル	42
富士通(株)	22
その他	898
合計	1,683

固定負債

退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	8,933
年金資産	1,781
未認識数理計算上の差異	314
未認識過去勤務債務	174
確定拠出年金制度への移行に伴う影響額	65
合計	7,077

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所 買取・売渡手数料	当社の買取・売渡手数料は、無料とする。ただし、株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ines.co.jp/ir/koukoku.html
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第48期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月25日 関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月25日 関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第49期第1四半期）（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月11日 関東財務局長に提出

（第49期第2四半期）（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月11日 関東財務局長に提出

（第49期第3四半期）（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月10日 関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

平成22年6月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5)訂正発行登録書

平成22年6月25日 関東財務局長に提出

平成22年6月28日 関東財務局長に提出

平成22年8月11日 関東財務局長に提出

平成22年11月11日 関東財務局長に提出

平成23年2月10日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土井 英雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 隆之
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイネスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイネスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関口 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 隆之
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイネスの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイネスが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土井 英雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 隆之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 茂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。